

韓国における可視化制度導入の 議論過程からみる可視化制度の課題

——主に取調べ記録媒体の実質証拠化について——

延 秀 斌*

目 次

はじめに
第一章 韓国の被疑者取調べ
1. 韓国の被疑者取調べに関する基本概念
2. 捜 査
3. 被疑者供述調書
4. 取 調 室
第二章 2007年韓国の刑事訴訟法改正
1. 法改正以前の被疑者供述調書
2. 司法改革委員会
3. 2004年大法院判決
4. 司法制度改革推進委員会
第三章 韓国の被疑者取調べ可視化制度
1. 可視化制度
2. 録音・録画物の実質証拠化
3. 弾劾証拠としての使用
おわりに

はじめに

2016年5月24日に刑事訴訟法等の一部を改正する法律が成立した。本法律は、2011年6月29日から2014年7月9日まで行われた法制審議会新時代の刑事司法制度

* ヨン・スビン 立命館大学大学院法学研究科博士課程後期課程

特別部会会議の第30回会議において、最終的なとりまとめとして決定された「新たな刑事司法制度の構築についての調査審議の結果【案】」に基づいた法改正である。今回の法改正は「村木事件¹⁾」を契機にして、取調べ及び供述調書への過度の依存から脱却する目的で行われたものであり、諸改革の中でも最も中核をなす制度として、被疑者取調べ可視化制度が刑事訴訟法301条の2として導入された。しかし、その内容に対しては、可視化の範囲や対象事件の問題、捜査機関の恣意的な判断が介入しやすい例外事項など多くの問題が指摘されている。さらに、被疑者の供述調書より客観的に記録でき、再現できることから被疑者取調べを録音・録画した記録媒体を被疑者供述の任意性を判断する手段ではなく、実質証拠として使用できるか否かについての議論もある。

可視化制度を導入することによって、被疑者の権利保障、違法捜査の抑止、虚偽自白の排除などの効果が得られる可能性はある。しかし、これらの効果は、可視化制度を導入することによって必然的に発生するものではなく、制度の具体的設計及び運用が最も重要である。この点、すでに可視化制度を導入し、実施している諸外国の事例を参考にすることによって、今後、日本において可視化制度をどう運用すべきであるか、避けるべきことは何であろうかが明らかになると思われる。その際に、可視化制度を導入し、実施している諸外国を訪れ、現行制度の運用や実務を知ることが、重要であろう。しかし、その制度がどのような背景を持ち、議論されてきたかを知ることもまた重要であると思われる。その背景や議論過程を検討する作業を通じて、検討対象の国の法実情を確認でき、それを日本と比較することができるからである。さらに、当該国で実施されている制度に対して消極的な意見を確認することもできよう。

本稿においては、すでに可視化制度を導入し、実施している韓国を検討対象とした。韓国の刑事訴訟法は、日本の刑事訴訟法と類似するところが、多く存在する。そこで、日韓の刑事訴訟法に相違点もあることを認識しながら、韓国の可視化制度及びその導入過程を検討することにする。まず、可視化制度の検討の前提知識として、韓国における被疑者取調べを概観し、可視化制度に関する検討を行うことにする。

1) 2009年、大阪地方検察庁特捜部が元厚生労働省雇用均等・児童家庭局長である村木厚子氏を虚偽有印公文書作成罪等により起訴した事件。検察官による証拠の改ざん、隠蔽が問題となった。

第一章 韓国の被疑者取調べ

1. 韓国の被疑者取調べに関する基本概念

韓国の検察官または司法警察官が被疑者を取調べるにあたっては、韓国刑事訴訟法（以下、特別な事情がない限り韓国法とする）241条の規定により、予め氏名、年齢、登録基準地、住居と職業を聞き、被疑者に間違いがないことを確認しなければならない。取調べる事項は、犯罪事実及び情状に関する必要事項であり、被疑者の利益となる事実を供述する機会を与えなければならない。被疑者取調べは、捜査機関には証拠獲得の機会となり、被疑者には自己に有利な事実を主張することで、嫌疑を晴らす機会を与える場でもある²⁾。

被疑者には、日本の刑事訴訟法（以下、特別な事情がない限り法とする）198条2項のように、陳述拒否権（日本の供述拒否権に当たる）が保障される。そして、韓国法244条の3第1項により、その告知を捜査機関に義務付けているが、告知すべき内容は日本よりも広い。すなわち、韓国においては、被疑者に、一切陳述せず、個々の質問に対して陳述しないことができること、陳述をしなくても不利益を受けないこと、陳述を拒否する権利を放棄して行った陳述は、法廷において有罪の証拠とされ得ること、取調べを受ける際には、弁護人を参与させるなど弁護人の援助を受けられることを告知しなければならない。また、同条2項には、検察官または司法警察官が被疑者に1項の内容を告知した際には、捜査機関に被疑者からそれらの権利を行使するか否かについて確認させ、被疑者に答えを記載させるか、捜査機関が記載した部分に記名押印または署名を義務付けている。

被疑者訊問調書（日本の被疑者供述調書に当たる）の作成について、韓国法244条1項には、「被疑者の陳述は調書に記載しなければならない」と定められている。すなわち、日本とは異なって、調書自体の作成が義務付けられている。一方、被疑者の陳述の記載方法に関する明文規定はないが、多くの被疑者訊問調書は、被疑者の供述と共に取調官の質問も詳細に記載され、供述の他に被疑者取調べの状況についても記載されている³⁾。ただし、逐語録ではなく、実際、警察の捜査において、10件の被疑者訊問調書とその調書が作成された取調べを録音・録画した記録媒体を分析した結果、取調官は平均248.5の質問をし、被疑者はそれに対して平均248.1の

2) 배종대·이상돈·정승환·이주원 『형사소송법』(홍문사, 2015) 113頁。

3) 나영민 박노섭 「피의자신문제도의 개선방안에 관한 연구: 녹음·녹화방식을 중심으로」 한국형사정책연구원 2006卷7号(2006) 63頁。

返事をしていたが、10件の被疑者訊問調書には、平均51.5の質問と平均47.9の返事が記載された⁴⁾にとどまる。つまり、調書の記載方法は、逐語ではないが録取した部分は一問一答式である。この被疑者訊問調書は、被疑者に閲覧させるか、読み聞かせせなければならない。捜査機関は、被疑者に自己の陳述が正確に記載されなかった部分の有無を確認させ、被疑者から増減または変更の請求など異議の申し立て、意見供述があった場合には、これらを調書に追加記載しなければならない。異議の申し立てられた部分は読めるように残さなければならない。異議若しくは意見がない場合には、被疑者にその趣旨を自筆で記載させ、調書に割り印させた後、記名押印または署名させなければならない。

韓国法には、法198条1項但書のような規定が置かれていないため、受忍義務をめぐって激しい議論が行われることはない。身体を拘束されていない被疑者は、被疑者訊問が任意捜査であるため、受忍する義務がないとされる⁵⁾。しかし、2013年の判例⁶⁾では、「拘束令状は、基本的に公判廷への出席及び刑の執行を担保するためであるが、それとともに、拘束期間内に捜査機関が被疑者を調査する等の適正な方法で、犯罪を捜査することも予定している。したがって、拘束令状の発付により拘禁された被疑者が、被疑者訊問のための出席要求に応じず、捜査機関内の取調室への出席を拒否すれば、捜査機関は、その拘束令状の効力により、被疑者を取調室に拘引できるとみるべきである。しかし、この場合でも、被疑者訊問は任意捜査として行なわれるべきであって、陳述拒否権を告知しなければならない」とした。取調室への出席と滞在義務を事実上認めたと見えよう。この滞在義務は、被疑者訊問から派生するものではなく、逮捕・拘束から派生する義務であり、被疑者訊問を受ける義務は否定される⁷⁾。したがって、韓国法には被疑者に取調べ受忍義務を負わせる条文はないが、運用上は、日本と同様に、被疑者を取調室に滞在させるいわゆる滞在義務を負わせていると言えるだろう。また、弁護人との接見交通を保障しており、逮捕された被疑者に対する拘束令状を請求された判事は、遅滞なく被疑者を尋問すべきであり、この段階から職権で選定される弁護人⁸⁾が付されること、

4) 이형근·조은경 「피의자신문조서의 왜곡 유형과 정도에 관한 연구—조서와 영상녹화물의 비교를 통한 사례연구—」 경찰학연구 제14권 제2호 (통권 제38호) 35, 40頁。

5) 신동운 『신형사소송법 [제5판]』 (법문사, 2014) 264頁。

6) 대법원 2013.7.1. 2013 모 160 주요결정。

7) 김인희 『형사소송법』 (피앤씨미디어, 2015) 101頁。

8) 韓国法201条の2第1項では、拘束令状を請求された判事は、特別な事情がない限り、請求された翌日まで、被疑者を尋問しなければならない。同条8項では、尋問する被疑者

違法収集証拠排除法則が適用されること、弁護人の取調べ参加が行われることを通じて、被疑者の陳述拒否権を無力化させるおそれは低下したとされる⁹⁾。そのため、受忍義務を肯定する見解もある。

被疑者取調べの弁護人参加（弁護人の立会い）も保障されている。捜査機関に対して被疑者またはその弁護人・法定代理人・配偶者・直系親族・兄弟姉妹の申請があった場合には、弁護人を被疑者と接見させるか、被疑者訊問に弁護人を参加させなければならない。取調べに参加できる弁護人は原則、一人である。参加した弁護人には、取調べ後の意見陳述が保障されており、さらに、取調べ中であっても、不当な訊問方法に対しての異議申し立て、及び検事または司法警察官の承認があれば、意見陳述も保障されている。捜査機関は、弁護人の意見が記載された被疑者訊問調書を弁護人に閲覧させ、その調書に弁護人の記名押印または署名させなければならない。また、弁護人の参加およびその制限に関する事項を被疑者訊問調書に記載しなければならない¹⁰⁾。被疑者取調べの弁護人参加に関して、取調べの開始時には被疑者が弁護人の参加を要請しなかったが、被疑者取調べが進むにつれて被疑者が弁護人の参加を要請した場合や、被疑者以外の申請者により弁護人の参加が申請された場合、被疑者取調べはどうなるだろうか。韓国法243条の2第1項は、被疑者取調べに弁護人が参加する機会を与えた条文であり、弁護人の参加がないと被疑者を取調べることができないと定めたものではないため、被疑者取調べに参加を申請した弁護人が合理的な時間内に参加できない場合や弁護人が参加しないことが明らかでない場合には、弁護人の参加なしに取調べることができるとされた¹¹⁾。

2. 捜 査

韓国における捜査手続は、韓国法195条から245条の4まで定められている。同法195条には、「検察官は犯罪の嫌疑があると思料されるときには犯人及び犯罪事実と証拠を捜査しなければならない」と定められ、検察官の捜査について規定している。司法警察官については、同法196条1項で、「捜査官、警務官、総警、警正、警監、警衛は司法警察官としてすべての捜査に関して検察官の指揮を受ける」と定め

↘に弁護人がいない場合、職権で弁護人を選定しなければならない。

9) 신동운·前掲註5, 266頁。

10) 韓国の弁護人立会い制度については、安部祥太「韓国における被疑者取調べとその適正化——日本の被疑者取調べ適正化への示唆——(1)」青山ローフォーラム1巻1号(2012)83-95頁を参照。

11) 법무부「개정 형사소송법」(2007)117頁。

られ、同条2項で、「司法警察官は犯罪の嫌疑があると認識するときには犯人、犯罪事実と証拠に関して捜査を開始・進行しなければならない」と定められている。2011年の韓国法改正前には、検察を捜査の主体、司法警察官吏を補助者として規定していた。しかし実務において、ほとんどの事件を司法警察官が独自に捜査を行っていたため、実務を反映して韓国刑法196条2項を改正したものである。しかし、逮捕・拘束・押収または捜索に必要な令状は、検事の請求によって発付され¹²⁾、司法警察官は、検事に令状請求を申請し、検事が請求することになる。

韓国の任意捜査は、韓国法198条1項で、「被疑者に対する捜査は不拘束状態で行うことを原則とする」と規定され、なお、実刑が予想されるような事案でさえも安易に身体拘束を認めないほど、起訴前勾留に対する裁判所の令状審査が厳格に行われている¹³⁾。任意捜査の具体的方法は、捜査機関の合理的な判断に委ねられている¹⁴⁾。強制処分については、韓国法199条で、「この法律に特別な規定がある場合に限り、必要最小限度の範囲でなければならない」と規定されている。捜査機関の出頭要求に被疑者は応じる必要はなく、常時退去も可能である¹⁵⁾。しかし、犯罪の嫌疑が相当程度高度であり、正当な理由なく、出頭を拒否すると逮捕令状による逮捕も可能である¹⁶⁾。

日本と異なり、逮捕前置主義をとっていない韓国では、被疑者を逮捕せず、拘束令状によって被疑者の身体を拘束することができる。拘束は、被疑者が罪を犯したと疑うに足りる相当な理由があり、被疑者に一定の住居がない場合、証拠を隠滅するおそれがある場合、逃亡するか逃亡のおそれがある場合の一つに該当する必要がある（韓国法201条、70条）。

司法警察官が被疑者を拘束した場合には10日以内に被疑者を検察官に引致しなければならない（韓国法202条）。検察官の場合には、検察官が被疑者を拘束した場合には拘束したときから、司法警察官から被疑者を引致された場合には被疑者の身体を受け取ったときから、10日以内に公訴提起をしない場合には、被疑者を釈放しなければならない（韓国法203条）。身体拘束期間は検察官の請求により、10日を超えない限度で1回の延長を許可することができる（韓国法205条）。被疑者が逮捕され

12) 韓国憲法12条3項。

13) 金哲敏「韓国法曹事情 隣国から学ぶ司法改革のポイント」自由と正義63巻5号(2012-5)84頁。

14) 신동운・前掲註5, 247頁。

15) 헌법재판소 2004.9.23. 선고 2000 헌마 138 선고。

16) 배종대·이상돈·정승환·이주원・前掲註2, 113頁。

た期間も拘束の期間に含まれ(韓国法203条の2), 捜査機関による被疑者の身体拘束は, 原則として最大30日である¹⁷⁾。

3. 被疑者供述調書

韓国は, 被疑者供述調書について, いわゆる検面調書と員面調書の証拠能力認定要件に差を設けた韓国独自の規定を設けている。韓国法312条は, 「検察官が被告人となった被疑者の陳述を調書として作成した調書は, 適法な手続と方式によって作成されたもので, 被告人が陳述した内容と同一に記載されていることが, 公判準備または公判期日での被告人の陳述によって認定され, その調書に記載された陳述が特に信憑できる状態下で行われたことが証明された場合に限り証拠とすることができる」と規定している。司法警察官が作成した供述調書に関しては, 同条において, 「検事以外の捜査機関が作成した被疑者訊問調書は, 適法な手続と方式によって作成されたもので, 公判準備または公判期日に被疑者であった被告人または弁護人が, その内容を認める場合に限り証拠とすることができる」と規定している。以下において, この検面調書と員面調書の証拠能力認定要件の差を確認する。

(1) 検察官作成の被疑者供述調書

検面調書を公判廷で証拠とするためには, 上述した韓国法312条1項の規定により, 適法な手続と方式が守られ, 被告人が被疑者段階で陳述した内容とおりに調書に記載されていることが, 公判準備または公判期日の被告人の陳述によって認められ, さらに特信性があることの3つの要件を満たさなければならない。第一の要件について, 判例は, 「適法な手続と方式」とは, 被疑者に対する調書作成過程で守るべき陳述拒否権告知等の刑事訴訟法が定めた諸般の手続を遵守し, 調書の作成方式にも問題がないことを意味する¹⁸⁾とした。つまり, 「適法な手続と方式」とは, 署名・押印がされていること(=形式的真正成立)を含む, より広い意味を有し, 被疑者訊問の参与者の有無, とりわけ弁護人の参与の有無, 捜査過程の記録の有無等も含まれる¹⁹⁾。判例は, 員面調書に関する事例ではあるが, 被疑者が弁護人の参与を明白に要求したが, 捜査機関が正当な理由なしに弁護人を参与させず, 被疑者

17) 国家保安法に違反した疑いの場合には, より長期間の身体拘束ができる。

18) 대법원 2013. 3. 28. 선고 2010 도 3359 판결。

19) 이재상·조근석 『형사소송법』(박영사, 2015) 607頁, 김인회·前掲註 7, 503-505頁, 신동운·前掲註 5, 1165-1169頁, 배종대·이상돈·정승환·이주원·前掲註 2, 627-628頁, 송광섭 『형사소송법』(형설출판사 2012) 611-612頁。

を取調べて得られた被疑者供述調書は違法な手続と方式に反する証拠であるのみならず、韓国法308条の2で定めた違法収集証拠の排除に該当するため、証拠能力がないとした²⁰⁾。また、参考人に関する事例では、取調べの場所に到着した時間、取調べの開始及び終了の時刻、その他の取調べ過程の進行結果を確認するために必要な事項を供述書に記録させておらず、別途の書面に添付した記録も存在しないので、適法な手続と方式により作成されたとするはできないとして、参考人が捜査過程において作成した供述書の証拠能力を否定した²¹⁾。

次に、被告人が被疑者段階で陳述した内容とおりに調書に記載されていることが、公判準備または公判期日の被告人の陳述によって認められる（＝実質的真正成立）必要がある。被疑者段階で陳述した内容とおりに記載されていることは、積極的に陳述した内容が、その陳述通りに記載されていることのみならず、陳述しなかった内容が陳述したかのように記載されていないことをも含まれる²²⁾。

実質的真正成立は、同条2項により被告人の陳述以外にも、映像録画物（詳細は、後述する）及びその他の客観的な方法によって証明されることによって認められる。その他の客観的な方法については、条文上、具体的に限定されていないため、録音テープ、取調官の証言、または取調べに参与した人の証言等の多様な方法が許容されるとする見解²³⁾、科学的・機械的方法に制限されないため、録音テープ以外に被疑者訊問に参与した弁護人の証言によっても実質的真正成立が認められるとする見解²⁴⁾、映像録画物の同程度の陳述内容を機械的・客観的に再現できる方法に限られるという見解²⁵⁾などがある。判例は、刑事訴訟法及び刑事訴訟規則で規定された方法及び手続により作られた映像録画物または映像録画物に準じられる程度に被告人の供述を科学的・機械的・客観的に再現できる方法のみを意味するとして、取調官や取調べに参与した者の証言は、供述者の主観的記憶に頼らざるを得ないため、客観性が保障されるとすることは困難であるとした²⁶⁾。

20) 대법원 2013. 3. 28. 선고 2010 도 3359 판결.

21) 대법원 2015. 4. 23. 선고 2013 도 3790 판결.

22) 대법원 2013. 3. 14. 선고 2011 도 8325 판결.

23) 이완규 『형사소송법 연구 (1)』 (담구사, 2008) 228頁.

24) 이재상·조균석·前掲註19, 608頁, 배종대·이상돈·정승환·이주원·前掲註2, 630頁, この見解によると弁護人の証言による証明は認められるが、調査者の証言は認められないとされる。

25) 신동운·前掲註5, 1174頁.

26) 대법원 2016. 2. 18. 선고 2015 도 16586 판결.

最後に調書に記載された陳述が特に信憑できる状態下で行われたこと(=特信性)とは、適法な手続と方式、実質的・真正成立に加わる証拠能力認定要件の1つであり、加重要件であることには争いが無い。しかし、その意味については、見解の対立が存在する。特信性を信用性の状況的保障とする見解²⁷⁾と適法手続が遵守される状況とする見解²⁸⁾、折衷説²⁹⁾である。信用性の状況的保障説は、陳述内容と調書作成に虚偽の介入の余地がなく、陳述内容の信憑性および任意性を担保する具体的、外部的な状況があることと解する(たとえば、弁護人が被疑者訊問に参加した場合等)。適法手続説は、検事の面前での陳述状況が、法官の面前での陳述に準じる程度の客観性と適法性のある状況と理解する。折衷説は、形式的には適法手続が遵守され、実質的には、陳述の信用性が保障される状況を意味すると解する。信用性の状況的保障説に対しては、犯罪の直後にした陳述、臨終の直前の陳述のようなものではないため、検事作成の被疑者訊問調書の作成状況の信用性を説明できないという問題があり³⁰⁾、そのため、検事作成の被疑者訊問調書の証拠能力を過度に制限してしまう³¹⁾という批判がある。適正手続説に対しては、被疑者訊問手続が適正であることは、被疑者訊問調書の証拠能力を認定するための前提要件に過ぎないとの指摘がある³²⁾。判例は、信用性の状況的保障説の立場から、参考人の陳述調書の特信性に関して、陳述の内容および調書または書類の作成に虚偽の介入の余地がなく、その陳述の内容の信用性若しくは任意性を担保する具体的、外部的な状況がある場合を意味するとしている。また、その証明は、特信性は証拠能力の要件に該当するため、検事がある存在を具体的に主張・証明しなければならないが、訴訟上の事実に関するものであるため厳格な証明を要せず自由な証明で足りる³³⁾。

(2) 司法警察官作成の被疑者供述調書

員面調書を公判廷で証拠とするためには、韓国法312条3項の規定により、検面

27) 이재상·조균석·前掲註19, 608-609頁, 배종대·이상돈·정승환·이주원·前掲註2, 631頁, 송광섭·前掲註19, 615頁。

28) 신동운·前掲註5, 1178頁, 김인회·前掲註7, 509頁。

29) 권오걸『[이론·판례] 刑事訴訟法』(형설출판사 2010) 731頁。

30) 김인회·前掲註7, 508頁。

31) 신동운·前掲註5, 1178頁。

32) 이재상·조균석·前掲註19, 609頁, 배종대·이상돈·정승환·이주원·前掲註2, 631頁。

33) 대법원 2012.7.26. 선고 2012 도 2937 판결。

調書と同様の適法な手続と方式に加え、公判準備または公判期日において、被疑者であった被告人または弁護人がその内容を認めること（＝内容認定）が必要である。内容認定とは、調書作成の真正成立（形式的真正成立及び実質的真正成立）のみならず、調書に記載された内容が客観的真実に符合するという調書内容の真実性を意味する³⁴⁾。この規定は、警察による違法捜査を統制するための韓国固有の規定である。自白偏重の捜査慣行を打開し、被疑者訊問過程で発生しやすい違法捜査を抑止するために立法者が設けたものである³⁵⁾。韓国法の制定を審議した国会は、韓国の初期大統領政権と対立関係にあった国会であって、釜山政治波動³⁶⁾の影響を受けながら刑事訴訟法案の審議を行った。野党の国会議員は釜山政治波動において、拷問を体験したのでこれから行われる刑事裁判を通じての弾圧等を懸念し、政府案と異なる「内容認定」を被疑者供述調書全般の真正成立の要件として要求する刑事訴訟法の修正案を出した。しかし、審議過程において、警察に対する牽制と訴訟遅延などの両者の対立利益を解決するために、司法警察官より検察官が司法に対する専門性が優越することを理由に、検察官作成の被疑者供述調書の証拠能力認定要件については、調書作成の真正成立を要件とするが、司法警察官作成の被疑者供述調書の証拠能力認定要件は、検察官より厳格な要件が設けられ、内容認定を要件とした折衷案が国会を通過し、刑事訴訟法が制定された³⁷⁾。

4. 取 調 室

取調べが行われる一般事務室は、複数の警察官が共同で使用する大部屋である。主な捜査担当部署は、すべて警察署の1階にあり、窓から内部が見える構造になっており、事務室内部もすべて一望できる構造となっている。そして、警察署の出入りは訪問目的を知らせれば自由である。高さ1.5メートルくらいの板で仕切られているものの、近距離から訊問内容が聴き取れる範囲であり、いつでも観察できる構造となっている。板の設置は、被疑者のプライバシー保護の観点から重視された結果と言われている。検察の場合も、専用の取調室が設けられているわけではなく、検

34) 대법원 2010. 6. 24. 선고 2010 도 5040 판결。

35) 신동운·前掲註5, 1183頁, 김인회·前掲註7, 511-512頁。

36) 1952年（朝鮮戦争の戦中）に、韓国の初期大統領が第2代大統領選挙で、再選することを狙い、憲法改正案を強制的に国会へ通過させようとした事件である。同年5月26日に国会議員50名が乗ったバスが強制的に憲兵隊に連れて行かれ、政府は、国会議員が北朝鮮の特殊部隊と関係があると発表した。

37) 신동운 「형사소송법제정자료집」 한국형사정책연구원 (1990) 289頁以下。

事務室で被疑者訊問が行われる。一般的に検事1名に検察職員1名及び2名、事務補助員1名が配属される。ソウル地方検察庁の場合、検事事務室は地上15階、地下2階の建物の4階から12階まで配置され、関係者以外の出入りは制限されている。また、事務室の内部は廊下からは見ることができず、警察と比して、密室性の高い構造をとっている³⁸⁾。また、ソウル地方検察庁には、同建物の11階に被疑者訊問専用の7つの特別取調室が設けられていたことが、2002年10月末に発生した被疑者拷問致死事件をきっかけに明らかになった。この特別取調室は、外部と隔離され、取調室ごとにトイレとベッドが設けられ、重大犯罪の被疑者取調べに多用されてきたとされる³⁹⁾。

また、被疑者訊問の際に録音・録画を実施するためには、雑音を防ぎ、プライバシーを保護するために専用の取調室が必要であるとして検察と警察で試行運用していた録音・録画のための施設は、この特別取調室に類似しているとされる。録音・録画の取調室は横縦3×4メートルの面積で、内部にテーブル及び椅子、アナログ時計が備えられている。壁・天井・床は吸音及び防音素材でできており、2台のカメラのうち、1台は被疑者を集中的に撮影し、残りの1台は、取調室の全体を撮影している。マジックミラーも設けられている⁴⁰⁾。

第二章 2007年韓国の刑事訴訟法改正

以下では、韓国の被疑者取調べの可視化制度の導入には、どのような背景があるか、その過程において、どのような議論が行われたか、その詳細を確認したい。韓国における被疑者取調べの可視化制度は、映像録画制度と称され⁴¹⁾、法律第8496号として、2007年6月1日に改正された。そして、その翌年である2008年1月1日から施行された刑事訴訟法に明文化された。制度導入や議論過程などの詳細は後述するが、司法制度改革推進委員会が建議した刑事訴訟法改正案を基に映像録画制度が導入された。司法制度改革推進委員会で行われた映像録画制度の議論は、同委員会

38) 李東熹「韓国における被疑者取調べの可視化」自由と正義56巻9号(2005)124-125頁。

39) 이동희「한국에 있어서의 피의자신문의 가시화와 변호인 참여」韓國警察法研究2号54-56頁。

40) 경찰청「피의자진술 영상녹화시스템 도입계획」(2006)。これは、試行運用のための構造であるが、現在においてもほぼ変わりはないと思われる。

41) 制度名は、映像録画制度とされているが、映像のみならず、音声も同時に録音されることを前提している。

が結成される前に活動をした司法改革委員会と深く結びついている。そのため、まず、司法改革委員会の設置経緯及び議論から検討する。その後、先行研究⁴²⁾においても明らかになったように、韓国で、検察が被疑者取調べの可視化制度の導入を主張したきっかけとなった2004年の大法院判決を検討する。最後に、司法制度改革推進委員会で行われた議論を検討することにしたい。まず、理解を深めるために、韓国の刑事訴訟法改正の前には、被疑者の供述調書がどう取り扱われていたかを簡単に確認する。

1. 法改正以前の被疑者供述調書

韓国の法改正前の被疑者供述調書は、旧韓国法312条1項により、検察官が被疑者または被疑者でない者の陳述を記載した調書は、公判準備または公判期日で原陳述者の陳述により、その成立の真正が認められた場合には証拠とすることができた。但し、被告人となった被疑者の陳述を記載した調書は、その陳述が特に信憑できる状態下で行われた場合に限って、被疑者であった被告人の公判準備または公判期日での陳述に関わらず証拠とすることができると定められていた。同条2項においては、検察官以外の捜査機関が作成した被疑者訊問調書は、公判準備または公判期日に、被疑者であった被告人または弁護人がその内容を認める場合に限って証拠とすることができるとした。

検面調書の成立の真正は、法院が原陳述者である被告人を公判準備または公判期日に直接尋問し、押印や署名が原陳述者である被告人のものであることを確認し（形式的真正成立）、調書に記載された内容が、原陳述者である被告人が陳述した内容と同一に記載されたことを認める（実質的真正成立）方法で行われた⁴³⁾。旧韓国法では、形式的真正成立も実質的真正成立も公判準備または公判期日での原陳述者の陳述により認められることを要件としていた。しかし、従来の判例は、形式的真正成立が認められると実質的真正成立が推定されるとした⁴⁴⁾。さらに、被疑者の供述調書の任意性も認められた⁴⁵⁾。そのため、当時の捜査は、検面調書において自白

42) 張勝壹「韓国刑事訴訟法における映像録画物の証拠使用」比較法学46巻3号（2013）、
関永盛「韓国における取調べ映像録画制度」法律時報84巻4号（2011）、藤原夏人「韓国
における「取調べの可視化」」外国の立法通巻249号（2011）など。

43) 대법원 1984. 6. 26. 선고 84 도 748 판결。

44) 대법원 1984. 6. 26. 선고 84 도 748 판결; 대법원 1998. 6. 9. 선고 98 도 980 판결; 대법
원 2001. 6. 29. 선고 2001 도 1049 판결。

45) 대법원 1980. 12. 23. 선고 80 도 2570 판결; 대법원 1986. 11. 25. 선고 83 도 1718 판결。

を獲得することに焦点が当てられた。その結果、捜査の多くが弁護人の立会いなしに行われ被告人による実質的真正成立の否定がほぼ不可能であったことから、検察官の前での供述さえ確保すれば、事実上有罪が確定される「検察司法」が相次ぎ、さらには、「調書裁判」も定着した⁴⁶⁾。このような背景のもとで、韓国の刑事訴訟法の改正が行われた。

2. 司法改革委員会

(1) 設置の経緯

司法改革委員会の設置の動機は、大法院⁴⁷⁾の改革であった⁴⁸⁾。2000年代、大法院長が大法官の任命に全権を行使する任命方法に対して、ソウル高等法院のある判事が「国民によって選定されなかったことで政治権力に影響を受けやすい大法院長が独自に大法官の任命を大統領に推薦することは大法院長を通じて司法部の独立が確立できないことを意味する」⁴⁹⁾と主張したことや大法院が正義と人権保護の最終的機関の役割を果たせず、保守化された結果、弱者の利益を代弁する進歩的な者は大法官になる機会さえ得られなかった「閉ざされた人事」⁵⁰⁾と指摘されたことなどを背景に、2003年8月12日に前大法院長、法院行政処長、大法官、法務部長官、大韓弁護士協会会長、韓国法学教授会会長などが参加する⁵¹⁾大法官の提請諮問委員会が初めて開催された。同委員会は大法院長が推薦する候補者3名について議論した結果を意見書として提出し、大法院長がこの意見書を参考に1名を大法官として大統領に推薦、その後国会の人事公聴会と同意手続を経て大統領が任命するとしたが⁵²⁾、

46) 張勝彦・前掲註42, 271-272頁。

47) 日本の最高裁判所に該当する。以下、韓国における最高裁は大法院という語を用いる。

48) 정용석 「개정 형사소송법의 평가와 향후과제」 저스티스 통권 제 101 호 207頁。

49) 「“대법원장 단독 대법관제청 문제 많다” 현직판사 공개비판」『동아일보』 <アクセス日: 2017年4月26日 <http://news.naver.com/main/read.nhn?mode=LSD&mid=sec&sid1=100&oid=020&aid=0000016213>>。

50) 「[사설] 개혁적 대법관 기대한다」『경향신문』 <アクセス日: 2017年4月26日 <http://news.naver.com/main/read.nhn?mode=LSD&mid=sec&sid1=110&oid=032&aid=0000026821>>。

51) 「11일 대법관제청자문위 개최」『경향신문』 <アクセス日: 2017年4月26日 <http://news.naver.com/main/read.nhn?mode=LSD&mid=sec&sid1=102&oid=032&aid=0000028088>>。

52) 「11일 대법관 제청자문위 첫 개최」『동아일보』 <アクセス日: 2017年4月26日 <http://news.naver.com/main/read.nhn?mode=LSD&mid=sec&sid1=102&oid=020&aid=0000020>>。

大法院長が推薦した3名の候補者では従来的人事と同様に大法院構成の多様化は期待できないとされた⁵³⁾。その結果、大法院長が推薦した3名の候補者も司法改革には向いていないと判断した大韓弁護士協会の会長と法務部長官が会議の途中で退場し委員を辞退した⁵⁴⁾。その後、大法官構成の多様化を主張する世論が高まった⁵⁵⁾。さらに、この大法院の意見に反発した当時の部長判事⁵⁶⁾が辞職し、多くの判事が連判状を作成するなどの波紋が拡散されたという⁵⁷⁾。

この波紋事件をきっかけに2003年8月22日に大統領と大法院長が司法改革の共同推進に合意し、同年9月1日に司法改革の推進機構の設置のための実務協議会を構成し、同年10月24日に司法改革委員会規則を公布、同月28日に司法改革委員会が設置された⁵⁸⁾。司法改革委員会白書によれば、司法改革は国家の基本秩序に関するもので、その重要性に照らし、国民の意見を幅広く反映し推進されるべきであったが、従来の司法改革の過程においては、行政府と司法府との間に有機的な協力が足らず、十分な成果を得られなかった経験から、大法院長と大統領が司法改革の推進に協力したとされている⁵⁹⁾。司法改革委員会は大法官の構成のあり方という課題を優先し、大法官の構成を多様化することで社会的弱者と少数者の人権の保護を目指したといわれる⁶⁰⁾。

(2) 組織の構造

まず、司法改革委員会の組織は、委員長1名と副委員長1名を含む20名以上30名以下の委員で構成され、委員会の効率的な活動のために委員長及び副委員長以外の

ㄴ0628>。

53) 대법원 『대법관 제청과 관련한 대법원의 입장 -보도자료-』 (2003) 2頁。

54) 「대법관 첫 인사제정자문위 사퇴·파문」 『연합뉴스』 <アクセス日：2017年4月26日 <http://news.naver.com/main/read.nhn?mode=LSD&mid=sec&sid1=102&oid=001&aid=0000432681>>。

55) 이완규 「개정 형사소송법 논의과정의 쟁점과 방향」 이화여자대학교 법학논집 제12권 1호 (2007) 44頁。

56) 当時のソウル地方法院の部長判事で、大韓弁護士協会により大法官の候補として推薦された人物である。

57) 「대법관 제청 반발 파문 확산」 『MBN』 <アクセス日：2017年4月19日 <http://news.naver.com/main/read.nhn?mode=LSD&mid=sec&sid1=101&oid=019&aid=0000033292>>。

58) 사법개혁위원회 『사법개혁위원회 자료집 (I)』 (법원행정처, 2004) 4頁。

59) 사법개혁위원회 『사법개혁위원회 자료집 (VII)』 (법원행정처, 2005) 11頁。

60) 문재인·김인회 『문재인, 김인회의 검찰을 생각한다』 (오월의 봄, 2011) 54-55頁。

委員の一部で構成された分科委員会を置くことができるとされた。この分科委員会は委員会が決めた案件の研究・検討及び審議を行い、委員会及び分科委員会で審議する事項に関する専門的調査・研究のために委員会に30名以内の専門委員を置くことができるとされた。また委員会、分科委員会及び専門委員の活動を支援するために法院行政処（日本の最高裁判所事務総局に該当する）に実務支援団が置かれた。そして、司法改革委員会は、司法改革委員会規則2章3条に定められたところに従って、司法制度改革のための基本方針及び実現方案と、その基本方針及び実現方案の施行に必要な法令案の立案、その他の司法制度改革に関する事項を審議し、その結果を大法院長に建議し、大法院長は建議を受けた事項を大統領に提出することになった⁶¹⁾。2004年5月25日の時点では、司法改革委員会は委員長1名（弁護士）及び副委員長1名（法院行政処次長）を含む全21名と幹事2名で構成され、委員の内訳は、法院、法務部、弁護士会、法学教授、行政府、市民団体、マスコミ機関から各々2名、国会、憲法裁判所、経済界、労働界、女性界から各々1名であり、幹事は大統領秘書室と法院行政処から各々1名が選ばれた。分科委員会は大法院の機能及び構成、法曹一元化及び法官の任命方法の改善、法曹の養成及び選抜を審議する第1分科委員会と国民の司法参与、司法サービス及び刑事司法制度を審議する第2分科委員会に分かれ、第1分科委員会は幹事を含む11名、第2分科委員会は幹事を含む10名で構成された。専門委員は、大法院、法務部、大韓弁護士協会から各々5名、教授および市民団体から9名、教育部と国防部から各々1名の合計26名で構成された。

このような構造となったのは、司法改革委員会が各界各層の参加を伴った開かれた議論の場にならなければならないゆえに、法曹界のみならず、国民の意見を広く反映できる人的構成で司法改革委員会が構成されるべきであり、司法制度の需要者としての立場を十分反映するために法曹界関係者と非法曹界関係者の比率が均衡にならなければならないことが原則として定められたからである⁶²⁾。

(3) 議論過程⁶³⁾

司法改革委員会の設置に先立って、まず、2003年9月1日に「司法改革推進機構の設置のための実務協議会」が構成され、ここで司法改革推進機構の設置根拠、委

61) 사법개혁위원회·前掲註58, 4-18頁。

62) 사법개혁위원회·前掲註59, 11-12頁。

63) 議論の内容は、会議の結果として公開されたが、それを要約した形で公開され、委員の実名は非公開である。

員会の構成及び議題の範囲などが議論された。この実務協議会を通じて大法院長が司法改革委員会に付議する案件に関しては、案件選定の重要性から司法府の構成員にアンケート調査を行い、司法改革の方向、議題などについて大韓弁護士協会を含む433の機関に意見を求め、案件の選定段階から国民の意思を幅広く反映した。その結果、大法院の機能及び構成、法曹一元化及び法官の任用方式、法曹の養成及び選抜、国民の司法参与、司法サービス及び刑事司法制度などが主な大法院長の付議案件として選定された⁶⁴⁾。「司法改革議論主題」に関する意見照会の結果⁶⁵⁾によると433の機関に意見を求めた形式や書式は明らかになっていないが、ファックスにより意見を求め、ファックス、Eメール、郵便によって返信を受けたとされている。

そして、大法院長の付議審議案件とされた、1. 大法院の機能と構成、2. 法曹一元化及び法官の任用方式の改善、3. 法曹の養成及び選抜、4. 国民の司法参与、5. 司法サービス及び刑事司法制度が2003年10月28日に行われた第1回会議において司法改革委員会の検討する議題として上程された。その他に、委員は自発的に議題を發議でき、委員の過半数が賛成すれば議題として選ばれることを説明された⁶⁶⁾。映像録画制度の導入に関しては、5. 司法サービス及び刑事司法制度の議論で扱われ、第2分科委員会で議論された。

最初は、2004年1月5日に開かれた司法改革委員会第5回会議において、第2分科委員会研究班により「司法サービス及び刑事司法制度」という基礎報告書が提出された。基礎報告書においては、弁解の機会が十分保障され、公判において実体的真実が発見され、裁判に関わる人たちがその役割を十分実践しているか、無罪推定の原則及び不拘束裁判の原則は守られているか、量刑実務は公正で適正であるかといった制度上の問題に対して批判が多くなされた。1954年に制定された韓国の刑事訴訟法は、当時の国民の基本権の保障を強化したが、他方で、当時の法曹の人材不足、国選弁護人制度の貧困、国家財政の不足などの理由から完全たる刑事司法体系よりは効率的に刑事事件を処理できる枠を整えることに満足せざるを得なかった。当時のシステムは臨時的なものとして考えられたが、一度形成された刑事司法システムを根本的に変えることは困難であって、権威主義的な政権を経て上記のような問題は、より固着された。そのため、最小の費用で多数の事件を処理する現行の刑事司法システムを点検しなければならず、すべての刑事司法システムを再点検し根

64) 사법개혁위원회·前掲註58, 11-12頁。

65) 사법개혁위원회·前掲註58, 27-46頁。

66) 사법개혁위원회·前掲註58, 8-9頁, 50頁。

本的な改革をする必要性が強調された⁶⁷⁾。

映像録画制度と関連する指摘として、○公判中心主義の確立に関しては、裁判手続の透明性が確保されておらず、司法に対する信頼が低下するとされた⁶⁸⁾。また、○調書中心の証拠方法からの脱皮のための方案に関しては、警察、検察の捜査過程において反復的な捜査が行われ、重複する調書が作成されることも非効率であり、捜査手続の効率化及び事件関係人の便宜のために調書作成を最小化できる刑事訴訟法規定の整備が必要とされた⁶⁹⁾。そして、伝聞証拠である捜査機関の作成した調書への依存から、事実確認が捜査段階で行われ、2002年までの無罪率が0.7%に過ぎないことから、刑事裁判は捜査機関の作成した捜査書類を確認する手続に過ぎないという批判が強いとされた。また、検察が作成した被疑者訊問調書は容易に証拠能力が認められ、被疑者が争う方法が存在せず、不当な判決を受ける場合が多いと指摘された。その結果、制度上は例外であるはずの伝聞証拠が実際には原則的に証拠方法となっていることから、自白中心の捜査より客観的証拠収集に替えるために被疑者訊問調書の証拠能力に関する議論が必要であるとされた。公判中心主義を実現するためには公判廷で争われる事件については、伝聞証拠を中心にするのではなく被告人及び証人の陳述及び証拠物が主な証拠方法として使用できるように刑事訴訟法の規定を再検討する必要があるとの指摘が法院側からなされたのである⁷⁰⁾。

法院側の指摘と同時に検察側は補充意見を出した⁷¹⁾。検察側は、公判中心主義的裁判運用の必要性を肯定し、今まで業務負担や実務上の便宜から公判中心主義の実現に努力しなかったことを反省する意見を明らかにした。公判中心主義的裁判運用の理念を実現できる方向は何かを議論すべく、①韓国において望ましい公判中心主義運用方向、②立法せずに運用の改善で解決できる事項、③立法を検討すべき事項を提示した。①については、大陸や英米の制度を参照し、各々の制度を導入する場合に何が必要となるかを簡略に提示した。②については、調書の証拠能力については変更せず、調書の内容を朗読することなどを提示した。③については、調書の証拠能力の制限を強化するとして、検察が作成した被疑者訊問調書の証拠能力の問題を検討するか、調書に関する伝聞法則の例外事由を検討するかのいずれかが提示された。また司法警察官の調査者証言制度、被疑者訊問または参考人訊問時に録

67) 사법개혁위원회·前掲註59, 185-186頁。

68) 사법개혁위원회『사법개혁위원회 자료집(Ⅲ)』(법원행정처, 2003) 74-75頁。

69) 사법개혁위원회·前掲註68, 79頁。

70) 사법개혁위원회·前掲註68, 79-91頁。

71) 사법개혁위원회·前掲註68, 83頁以下。

画または録音する方法及び録画，録音内容の証拠能力を認めるか否かについても検討項目として提示された。司法改革委員会第5回会議においては，これらについての具体的な議論は行われておらず，問題意識を共有することであったように見られる。

また，大法院が一般市民1,000人を対象として行ったアンケート調査が会議で紹介された。それによると，現行刑事裁判は社会的弱者の立場から公正に行われていないと判断され，社会全体に司法に対する不信感が根付いていると考えられるとされた。また，現行刑事司法制度が被告人・被疑者の人権保障を十分に果たしているかについては，半分強の人が否定的であった⁷²⁾。

2004年2月16日に行われた第2分科第1回会議では，「司法サービス及び刑事司法制度」に関する論点及び審議の順番に関する専門委員の議論結果が報告されたが，報告された審議結果では，64項目を11名が各自優先されるべきだと思う項目に5から1までの点数をつけた結果，優先すべき審議として，映像録画制度は含まれなかった⁷³⁾。審議の順番は最終的には全体会議で議論をした上で決めることになった。その際，当時法務部で独自に設けた刑事法改正特別分科委員会で捜査手続への弁護人の参与，国選弁護人制度の拡大，参考人拘引，虚偽供述罪の導入など刑法及び刑事訴訟法の改正作業を行っていたため，改正作業についての情報を共有する必要性から全体会議でそれを報告することにした⁷⁴⁾。

2004年3月15日に開かれた司法改革委員会第9回会議において，法務部が行っている刑事法改正作業について報告された。そこでは国選弁護人制度の拡大や弁護人の被疑者訊問参与，身体拘束期間の短縮など被疑者及び被告人の防御権の保障といったものが検討されていたが⁷⁵⁾，被疑者取調べの映像録画制度についての言及はなかった。この報告を受け，司法改革委員会と法務部で検討が重複している部分について十分な意見交換が必要であるとされた。その後，第2分科会が提示した「論点整理：司法サービス及び刑事司法制度」⁷⁶⁾が報告され，調書裁判への批判が強くなり，そのため伝聞法則の再整備，直接審理主義，口頭弁論主義の実現のための規定整備，当事者主義的要素がより加味された刑事訴訟の基本構造の転換に関する政策の方向を決めるべきであるとされた。この報告においても被疑者取調べの映像録画制

72) 사법개혁위원회·前掲註68, 251-257頁。

73) 사법개혁위원회·前掲註68, 304-312頁。

74) 사법개혁위원회·前掲註68, 149-151頁。

75) 사법개혁위원회·前掲註68, 336-352頁。

76) 사법개혁위원회·前掲註68, 313-328頁。

度には言及されず、議論においても、国選弁護士制度などの議論は行われたが、被疑者取調べの映像録画制度についての言及はなかった。

2004年11月1日に開かれた第2分科委員会の12回会議において、同年10月18日に開催された司法改革委員会第22回会議で配布された第2分科専門委員研究班が作成した「公判中心主義的法廷審理手続の確立」という資料の説明が行われた⁷⁷⁾。そこには韓国の捜査は被疑者の自白を調書化することに集中されていること、検察が作成した被疑者訊問調書に強力な証拠能力が認められ、自白を得るために被疑者が死亡に至った事件が起こったことが指摘された。映像録画制度については、科学技術の発展による多様な記録媒体を活用して捜査過程を録画した映像録画物に関する証拠調べの方法を規定する必要があると記されたが、議論において、その根拠や必要性については言及されなかった。同資料において映像録画制度の導入は、積極的な検討対象ではなかったと思われる。むしろ、3名の検察官が提出した「検事作成の調書の証拠能力に関する検討」⁷⁸⁾では、検事作成の被疑者訊問調書について原陳述者が実質的真正成立⁷⁹⁾を否認すれば形式的真正成立が認められても証拠能力を認めてはいけないという主張に危機感を感じ、被告人により形式的真正成立のみが認められると、刑事訴訟法244条2項及び3項⁸⁰⁾の手続を行っていれば、その被疑者陳述調書は、実質的真正成立をも認められたと推定される⁸¹⁾とした従来の判決を基に、形式的真正成立が認められれば証拠能力が認められ被告人側から実質的真正成立と特信状態及び任意性がないことを立証しなければならないと主張した。また検事作成の被疑者訊問調書の証拠能力認定要件を従来の判例の立場（実質的真正成立の推定論）から変更すべきであるとする見解には反対しながらも、推定論が否定さ

77) 사법개혁위원회 『사법개혁위원회 자료집 (VI)』 (법원행정처, 2005) 264-306頁。

78) 사법개혁위원회·前掲註77, 314-336頁。

79) 대법원 2004. 12. 16. 선고 2002 도 537 전원합의체 판결によると「検察が作成した被疑者訊問調書が証拠とされるためには、成立の真正が認められる必要があり、ここで成立の真正とは割り印、署名押印など調書の形式的な真正成立と、その調書の内容が、原陳述者が陳述した通りに記載されたという実質的な真正成立を意味する…(省略筆者)」とされた。

80) 2項「調書は被疑者に閲覧させるか読み聞かせなければならず、誤りがないことを確認し、被疑者が内容の変更を要請した場合には、その陳述を調書に記載しなければならない」3項「被疑者が調書に誤りがないことを陳述したばあいには被疑者にその調書に割り印をさせ、署名押印させなければならない」。

81) 대법원 1984. 6. 26. 선고 84 도 748 판결; 대법원 1994. 1. 25. 선고 93 도 1747 판결; 대법원 2000. 7. 28. 선고 2000 도 2617 판결。

れた場合に検察側から対応できる方法として、① 被疑者訊問への弁護人の参与、② 原陳述者の自筆陳述書、③ 調査官の証言、④ 訊問過程の録音・録画が考えられるとした。①に関しては、捜査段階で自白する被疑者の被疑者訊問に弁護人が参与する可能性は低く、捜査段階で自白し、公判において否認に転じる場合にこの制度で実質的真正成立を立証することは不可能であるとした。②に関しては、被疑者の自筆陳述書の存在のみで実質的真正成立を推定または認めなければならないとした。③については、調査官の記憶力の問題や憲法12条2項後段の自己に不利な陳述を強要されない権利を根拠に調査官が、被疑者が陳述した内容と異なった内容の調書を作成したと証言することは考えられないとして不合理であるとした。④に関して、録音・録画した内容を提出することが最も理想的な方法としたが、内容のねつ造可能性のため全過程を録音・録画しなければならず、公訴提起されたすべての事件に対して行わなければならないが、速やかに実施することは困難であり、提出されたすべての録音・録画資料を視聴することは迅速な裁判を妨げる要因になるとした。自白中心の捜査については、過去に自白に依存した経験はあるが、現在に至っては科学捜査による客観的証拠の収集に努力していることを主張した。しかし、客観的証拠では立証できない犯罪については陳述による立証が必要であることを理由に上記の推定論を変更してはならないとした。結論として、従来の判例は維持されるべきであり、実体的真実の発見も人権保障に等しい刑事訴訟の理念であり目標であるとし、実体的真実の発見が著しく侵害されるようなことは避けなければならないとした。

学者の専門委員であるソボハック委員は、自己の提出した「公判中心主義の裁判慣行定着のための意見」⁸²⁾において、従来の韓国の刑事裁判について、公判手続の基本原則である直接主義と口頭弁論主義が公判廷において実現されておらず、刑事裁判は被告人の有罪を確認するものに過ぎないと問題点を指摘した。その原因は、国選弁護人制度が不十分であるなどから被告人の防御権が制約されていること、伝聞法則の例外を広く認めていることにあるとした。対策については、国選弁護人制度の充実や、刑事訴訟法の改正を通じて伝聞証拠の例外規定を減らし、例外認定要件も強化すべきであるとした。また、捜査実務において自白中心の捜査が行われているという点と、員面調書と検面調書の証拠能力認定要件が異なるため、警察で取調べを受けても検察でも取調べを受けるという二重捜査の問題があることを指摘し、検面調書の証拠能力認定要件を員面調書の要件と同様に厳格化させることが望

82) 사법개혁위원회·前掲註77, 337-345頁。

ましいとした。

1995年に韓国の憲法裁判所は被疑者訊問調書の証拠能力を定めた韓国法312条を被疑者・被告人の基本権を侵害する規定であるか否かを判断した際に、合憲であるとした⁸³⁾。しかし、ソボハック委員は、韓国法312条は権威主義的刑事司法の表れであり、被疑者・被告人の人権及び基本権を侵害し、公正な裁判を妨げるため、違憲の可能性が高いとした。韓国法312条の違憲性について、さらに、捜査段階において、自白中心の捜査が行われる結果、被疑者の拷問されない権利や陳述拒否権が侵害されるおそれが非常に高いともした。また、被疑者の自白が記載された訊問調書が得られると被疑者が公判廷で否認に転じても、事実上有罪と認定されるため、自白に依存することは当然であるとも指摘した。2002年にソウル地方検察庁で発生した被疑者の拷問致死事件も被疑者の嫌疑を立証する証拠が収集できなかったため、無理やり被疑者から自白を得ようとして発生した悲劇であることは、韓国法312条は違憲であるという分析に説得力があることを示しているとした。その他、被告人の法廷での供述より、伝聞供述を優先させたことで、公判中心主義・直接主義・口頭弁論主義を侵害し、公正な裁判を受ける権利を侵害するとした。

議論過程においては、公判廷で被告人の供述により認められた調書内容のみに証拠能力を認めるべきであるとの見解とそれに対する検察側の反対意見が少し出されたのみであって、ソボハック委員の指摘があったため、国民の司法参加に伴う証拠法の改正必要性から公判中心主義の実現及び国民の司法参加のために証拠法を全面的に再検討する必要があるとした。

この議論の中で問題とされたのは、被疑者供述調書に証拠能力の認めることの可否であると考えられる。ソボハック委員が指摘した刑罰法312条の違憲性や、被疑者の権利侵害については、さほど議論されなかったからである。また、この当時の検察側の報告では、検察側は、被疑者取調べの録音・録画制度の導入よりも、被疑者訊問調書の実質的真正成立が推定されるとした従来の判例を維持するための主張が強かった。そのため、録音・録画制度の導入の目的は、推定論が否定された場合に被疑者供述調書の証拠能力を維持することにあったと思われる。ただし、興味深いのは、日本の議論のように、被疑者取調べの可視化制度が導入されると実体的真実の発見が困難になるといった捜査機関の主張は、韓国の議論過程においては見られなかったということである。さらに取調べ過程の録音・録画には記録媒体のねつ造の危険性があることを捜査機関が自ら指摘し、全過程の録音・録画が必要である

83) 헌법재판소 1995. 6. 29. 선고, 93 헌바 45 전원재판부판결.

と主張したことも興味深い。

2004年11月15日に行われた司法改革委員会第24回会議においては、第2分科委員会の12回会議の議論結果である「国民の司法参加に伴う証拠法の改正必要性から公判中心主義の実現及び国民の司法参加のために証拠法を全面的に再検討する必要がある」という内容がそのまま議決された⁸⁴⁾。その後、大法院長は2005年1月12日に上記の議決が含まれた司法改革の建議案を大統領に伝えた。

3. 2004年大法院判決⁸⁵⁾

この判決は、司法改革委員会の建議を受けて設置された司法制度改革推進委員会において、検察が作成した被疑者訊問調書の規定を改正するにあたって、大きな影響を与えた判決である。

(1) 公訴事実⁸⁶⁾

被告人甲は、交通事故で負傷し入院したが、退院後、医師である被告人乙に自身の虚偽の診断書を作成させ、保険会社から保険金を受け取った。

(2) 事件の経過

検察の被疑者訊問で甲は、公訴事実を否定したが、乙は自白した。そのため、検察が作成した乙の被疑者訊問調書には、乙が甲に依頼されて甲の虚偽の診断書を作成した内容が記載された。一方で、参考人A（保険会社社員）も甲の公訴事実に符号する陳述をしたため、検察が作成したAの陳述調書にその内容が記載された。

公判期日において、甲は犯行を否認し、検察が作成した乙の被疑者訊問調書及びAの陳述調書に同意しなかった。乙は検察が作成した自己の被疑者訊問調書について署名押印・割り印の真正（形式的真正成立）は認めたが、甲の虚偽の診断書を甲から作成するよう依頼されたという内容については、自己の陳述と異なった内容であるとして、実質的真正成立を否定した。Aも検察が作成した自己の陳述調書に対して、乙と同趣旨の理由で否定した。

1審、2審では、有罪判決が下された。これに対して、甲は検察が作成した乙の被疑者訊問調書とAの陳述調書は、両者が実質的真正成立を否定しているため、証拠能力がないことを理由に上告した。

84) 사법개혁위원회 『사법개혁위원회 자료집 (IV)』 (법원행정처, 2005) 275-291頁。

85) 대법원 2004.12.15. 선고 2002도537 전원합의체판결。

86) 이재상 『형사소송법 기본판례』 (박영사, 2013) 266-267頁。

(3) 判決理由

刑事訴訟法312条1項本文は、「檢察が被疑者または被疑者でない者の陳述を記載した調書と檢察または司法警察官が検証の結果を記載した調書は、公判準備または公判期日において原陳述者の陳述により、その成立の真正さが認められた場合に証拠とすることができる。」と規定しており、成立の真正とは、割り印・証明押印など調書の形式的な真正成立と、その調書の内容が、原陳述者が陳述した通りに記載されたものである実質的な真正成立の両方を意味する(대법원 1990.10.16. 선고 90도1474판결, 2002.8.23. 선고 2002도2112판결 등 다수)。

上記条文の成立の真正は「原陳述者の陳述により」認められること以外の方法は規定されていないため、実質的的真正成立も原陳述者の陳述によらなければならないとすべきであり、これは、檢察が作成した被告人となった被疑者訊問調書においても異ならない……(省略筆者)。

また、大法院は原陳述者がその陳述調書の形式的真正成立は認めるが、記載された内容が陳述した内容と異なるとして実質的的真正成立を否定した場合、その陳述調書は証拠能力がないと判示してきた(대법원 2001.10.23. 선고 2001도4111 판결, 2003.10.25. 선고 2002도4572 판결 등)。檢察が作成した被疑者訊問調書と被疑者でない者の陳述調書は、すべて刑事訴訟法312条1項の同一の要件に従って、真正成立が認められる。実務においても被疑者と参考人の調書閲覧権、増減変更請求権などの取り扱いが同一であることに照らせば、被疑者訊問調書と被疑者でない者の陳述調書の真正成立認定要件は区別される理由がない。

したがって、檢察が作成した被疑者訊問調書及び被疑者でない者の陳述を記載した調書は公判準備または公判期日において、原陳述者の陳述により形式的及び実質的的真正成立が認められた場合に限って、証拠とすることができる。このように解釈することが、刑事訴訟法の直接審理主義及び口頭弁論主義を内容とする公判中心主義の理念に符号する。

従来の大法院は、原陳述者である被告人が公判廷において、割り印・署名押印をした事実を認め、形式的真正成立は認められるが、実質的的真正成立は否定した場合にも、割り印・証明押印が刑事訴訟法244条2項、3項の手続を経ずにされたとする事情がない限り、実質的的真正成立を推定していたが、判決はこの見解をすべて変更した。しかし、第一章の3で述べた検面調書と員面調書の証拠能力認定要件の差は影響を与えなかった。

4. 司法制度改革推進委員会

司法改革委員会が司法改革推進機構の設置を大統領に建議し、大統領がそれを受け入れた結果、2004年12月15日に大統領令第18599号司法制度改革推進委員会規定が制定された。司法制度改革推進委員会は2005年1月18日に委員の委嘱をし、第1回会議を開催した。この司法制度改革推進委員会は、政府組織法4条の諮問機構に該当するため、大法院傘下の司法改革委員会が建議した司法改革の総合的・体系的推進に関して大統領の諮問に応じることを目的とし、2006年12月31日まで活動を行う一時的機構である⁸⁷⁾。

司法制度改革推進委員会の特徴は、大統領と大法院長が国民の要請に答えようと司法改革の必要性に共感し、相互協議を行ったことで司法改革の具体的作業がはじまり、それに伴って行政部と司法部の協力が可能となり、行政部の関連機関すべてが司法改革推進に積極的に参加するなどの構造を取ったことである。また、司法改革委員会は大法院傘下で司法改革の基本方向を設定し、具体的推進は大統領傘下の司法制度改革推進委員会で行うことで、司法の独立を尊重しつつ具体的内容は行政部を通じて推進されることで、具体的成果が担保されるようになったことである。その他、推進過程において多様な意見を受け入れたことや専門性の確保、司法手続の改革と司法サービスの拡充までの根本的で全面的な議題が推進されたことが特徴として掲げられた⁸⁸⁾。

(1) 構成

司法制度改革推進委員会は委員長2名を含む20名以内の委員で構成される。委員は、國務總理、教育人的資源部（日本の文部科学省に該当する）長官、法務部長官、国防部長官、行政自治部（日本の総務省に該当する）長官、労働部長官、企画予選処（日本の財務省に該当する）長官、法制処（日本の内閣法制局に該当する）長、國務調整室（國務總理の国政遂行を補佐する行政機関である）長及び大統領秘書室民政首席秘書官（大統領の職務を補佐する行政機関で国家機関の人事に関与する秘書室の長官である）、法院行政処長、司法改革に関する学識及び経験が豊かな者の中から大統領が委嘱する者において構成された。2名の委員長は國務總理と委員の中で大統領令が委嘱する者とされた⁸⁹⁾。

87) 사법제도개혁추진위원회 『사법제도개혁추진위원회 백서 (상)』 (사법제도개혁추진위원회) 28頁。

88) 사법제도개혁추진위원회・前掲註87, 28-29頁。

89) 司法制度改革推進委員会規定3条1項, 2項, 3項。

司法制度改革推進委員会の活動を支援し、実務的な業務を行うために実務委員会が置かれた。実務委員会は司法制度改革推進委員会に上程する議案を予め検討・調整し、司法制度改革推進委員会から委任された事項を処理する。実務委員会は実務委員長1名を含む20名以内の実務委員で構成される。国務調整室長が実務委員長となり、実務委員は司法改革に関する専門知識及び経験が豊かな専門家と専門機関の所属公務員の中から国務総理である委員長が委嘱または任命する者とされた⁹⁰⁾。

司法制度改革推進委員会及び実務委員会の事務処理及び調査・研究を支援するために委員会に企画推進団を置くことができるとされた。企画推進団には団長を1名任命するが、団長は司法制度改革推進委員会の幹事をあてる。団長は委員長の指揮を受け、企画推進団の事務を総括し、所属職員を指揮・監督する。企画推進団の団員は関連団体⁹¹⁾から派遣された公務員及び職員、司法改革に関して専門的な識見を有する者の中で国務総理である委員長が委嘱または任命する者とされた⁹²⁾。

企画推進団の業務を効率的に行うために、企画推進団に実務推進1・2チーム、企画・研究チーム及び運営チームを置くことされた。ただし、団長は業務上の必要がある場合に委員長の承認を得て追加のチームを置くことができる⁹³⁾。企画推進団の業務に関する研究と意見の収斂のために企画推進団に司法改革に関する学識及び経験が豊かな者によって構成される研究会を置くことができる⁹⁴⁾。企画推進団で具体的な研究検討を行い、報告案件を作成し、これを基に実務委員会で具体的な議論及び意見の調整をした後、司法制度改革推進委員会で最終議決を行うこととされた。

(2) 議論過程

1) 調査者証言制度

議論過程を概観する前に、理解を深めるために、韓国の調査者証言制度(取調官証言)に対する認識を確認する。現行韓国法310条の2は、一般論としては、被疑者の供述を内容とする伝聞供述を証拠とすることを禁じている。しかし、2007年の法改正前には、316条1項において、「被告人でない者の公判準備または公判期日で

90) 司法制度改革推進委員会規定7条。

91) 法院, 法務部, 教育部, 法制処, 国防部, 行政自治部, 警察庁, 弁護士団体, 専門家(教授, 国内外の弁護士) 사법제도개혁추진위원회・前掲註87, 29頁。

92) 司法制度改革推進委員会規定8条。

93) 司法制度改革推進委員会企画推進団運営規定4条。

94) 司法制度改革推進委員会企画推進団運営規定5条。

の陳述が、被告人の陳述を内容とするものである場合には、その陳述が特に信憑できる状態下で行われた場合に限って証拠とすることができる」と定められていた。この、被告人でない者という表現に、被疑者を取調べた検察官または司法警察官が含まれると解釈できたため、被疑者を取調べた捜査官が法廷で証言できるかが問題となった⁹⁵⁾。判例は1968年には、調査者証言の証拠能力を認めた⁹⁶⁾が、その後見解を変え、一貫して、被疑者を取調べた司法警察官が法廷で、警察の捜査段階で被疑者が自白をしたとする証言について証拠能力を否定してきた⁹⁷⁾。しかし、2007年の刑事訴訟法改正によって、現行法316条1項の被告人でない者に、公訴提起前に被告人を被疑者として調査したまたはその調査に参与した者を含むと改正し、調査者証言制度が導入された⁹⁸⁾。その結果、韓国法310条の2が存在するにもかかわらず、調査者については、被疑者の供述を内容とする証言をすることが許されるようになった。

日本においては、法319条1項及び322条1項が求める任意性を、取調官証言で証明することは困難であり、被告人の捜査段階における供述は、供述調書として公判廷に持ち込むべきであるとの評価もある⁹⁹⁾。しかし、韓国においては¹⁰⁰⁾、調査者証言制度の導入により、警察が収集した被疑者の供述を公判廷に現出でき、警察で取調べを受けても、さらに検察で取調べを受ける二重捜査が解消される¹⁰¹⁾と評価された。特に、調査者証言制度が、捜査機関の違法捜査を抑止する制度として評価されている。被告人を被疑者として取調べた捜査官若しくはその取調べに参与した

95) 신동운·前掲註5, 1240頁。

96) 대법원 1968.11.19. 선고 68 도 1368 판결。

97) 대법원 1979.5.8. 선고 79 도 493 판결; 대법원 1997.10.28. 선고 97 도 2211 판결。

98) 調査者証言制度の詳細については、氏家仁「被告人の取調べにおける供述を内容とする取調べ捜査官の伝聞証言——韓国改正刑事訴訟法における「取調官証言制度」との比較・検討」中央大学大学院研究年報39巻（2009）359-372頁を参照。

99) 内山安夫「伝聞供述としての取調官証言の証拠能力——刑事訴訟法三二四一条一項適用の可否——」東海法学35号（2006）116-124頁。

100) 韓国においても、取調官証言に否定的な見解は存在する。その理由は、取調官の証言が、被疑者の捜査段階での供述を内容とすれば、取調官の証言も調書と同様に証拠能力認定要件を設けるべきであることや取調官の記憶が鮮明でないことなどがある。さらに、이용식「조사자증언제도에 대한 비판적 소고」刑事政策24卷3号（2012）309-310頁は、警察で取調べを受けた後、また検察で取調べを受けるといった二重捜査は、未だに改善されていないことを指摘する。

101) 신동운·前掲註5, 1242頁, 박종렬·정명길「조사자 증언제도에 대한 고찰」法學研究36 권（2009）298頁。

者は、公判廷で証言することになり、偽証罪に問われ得る状況において、証言をするからである。さらに、被告人には反対尋問ができるため、捜査官は適法手続を遵守することが予想されるからである¹⁰²⁾。ただし、第一章3の(2)で指摘した員面調書の証拠能力認定要件の1つである内容認定が検面調書には求められないことから、検察官作成の被疑者供述調書は、司法警察官作成の被疑者供述調書ほど、証拠能力認定要件が厳格でなく、取調官証人を用いる必要がないため、実際に当制度が用いられるのは、司法警察官が被疑者を取調べた際に収集した被疑者の供述を公判廷で用いる場合がほとんどである¹⁰³⁾。しかし、刑事事件を専門とするある弁護士によると¹⁰⁴⁾実際にはさほど運用されていないようである。

2) 専門家討論

2005年1月18日に開催された第1回の司法制度推進改革委員会において、企画推進団の活動計画を定めた。実務推進1チームは、大法院の機能、下級審の強化方案、法曹一元化、法曹の養成、法曹の効率的活用、法曹倫理の検討を委ねられた。実務推進2チームは、国民の司法参加、刑事司法制度、軍司法制度、裁判記録の公開を委ねられた。企画研究チームは、刑事司法制度、法律構造、労働法院、公益訴訟及びADR、懲罰的賠償を委ねられた。被疑者取調べ可視化に関する議論は、企画研究チームに委ねられた刑事司法制度という推進課題の議論の中で行うとされた¹⁰⁵⁾。

2005年2月3日から開催された企画推進団会議において、企画研究チームは、公判中心主義的刑事訴訟法の改正案を準備するために、法院、検察、弁護士及び刑事法研究者が参加する専門家討論会を開くことにした¹⁰⁶⁾。この際、提案される立法案は、司法制度改革推進委員会で成案されるものであることから、法院と検察が立法案は提出するが、それを法院と検察の公式案とするのではなく、各判事、検察官

102) 신동운·前掲註5, 1242, 법무부·前掲註11, 243頁。

103) 下級審において、取調官証言の証拠能力を認めたものもあり(수원지방법원 2010.7.8. 선고 2010 노 1741; 대구고등법원 2009.11.27. 선고 2008 노 293 판결), 大法院においては、身体拘束された被疑者の取調べに弁護士の立会いがなかったことなどを理由に、取調官証言の証拠能力を否定したものがある(대법원 2016.2.18. 선고 2015 도 16586 판결)。

104) 「[기획] 7년째 헛도는 '조사자 증언제도' 증인석 불러나온 경찰관만 뺄쫓」『국민일보』〈アクセス日: 2017年5月1日〉。

105) 사법제도개혁추진위원회사개추위 『사법제도개혁추진위원회 자료집 제1권』(사법제도개혁추진위원회) 15-19頁。

106) 사법제도개혁추진위원회·前掲註87, 196頁。

が個人の専門家として提案するものとする事になった¹⁰⁷⁾。

2005年3月24日に開催された専門家討論会において、オギドゥ判事は、司法改革委員会が建議した「国民の司法参加に伴う証拠法の改正必要性から公判中心主義の実現及び国民の司法参加のために証拠法を全面的に再検討する必要がある」ことから、以下のように報告した¹⁰⁸⁾。

まず、上記の大法院判決の判例変更の意義について、被疑者訊問調書の成立の真正とは形式的及び実質的真正成立の両方を意味し、実質的真正成立とは、陳述と調書の記載内容の一致を意味する。従来判例は、形式的真正成立が認められると被告人が公判廷において、調書に記載された内容が自己の陳述内容と異なると主張しても実質的真正成立は推定される立場であった。これは公判中心主義の原則を形骸化する要因であると指摘され、このような立場は、司法部の人材不足を効率的に克服しようとしたものであったと分析した。公判中心主義の実現を目指す今日において、同判決は、法廷で被告人の防御権を実質的に強化し、直接審理主義及び公判中心主義を実現することで刑事裁判をより民主的で、先進化する契機になると評価されているとした。

オギドゥ判事はさらに、従来の自白中心の捜査と調書裁判の弊害を克服するために、捜査機関が作成した調書の証拠能力を制限することが必要であると指摘し、客観的証拠を用いて犯行事実を証明することが公判中心主義、直接審理、公開主義という刑事訴訟の基本構造に符合するとした。この場合、考えられる方案としては、① 原則的に捜査機関（検察官、司法警察官）作成の調書に証拠能力を認めない方案、② 被告人が内容を認めることを条件として、捜査機関作成の調書の証拠能力を認める方案、③ 加重要件説を明文化する方案が考えられるとした。

次に、新たな証拠方法として、写真及び録音テープ、ビデオテープ、フロッピーディスクなど新しい証拠方法についても伝聞法則が適用されるべきであるとした。これらは、基本的に知覚、表現、叙述という人間の心理過程を介入させず、その記録が機械的であることから、伝聞証拠とすることは困難であるとも解されるが、撮影などを行う人の主観と記述が作用することを考慮する必要があるとされた。また、ある事実を伝えるという機能からは、伝聞証拠と本質的には異ならず、撮影の角度、技術によって印象が変わるといったことから、撮影者を反対尋問する必要が

107) 이완규 「개정 형사소송법상 조서의 증거능력 규정 논의경과」 형사정책연구 18 권 3 호 (2007) 752頁。

108) 사법제도개혁추진위원회사개추위 『사법제도개혁추진위원회 자료집 제 10 권』(사법제도개혁추진위원회) 338-348頁。

あるため、被疑者または参考人の陳述や陳述に類似した情報を記録した物は、伝聞例外に関する規定を準用させなければならないと主張した。陳述の過程及び陳述内容の全部または一部を撮影、録取、録画した写真・録音テープ・ビデオテープ、その他の陳述内容、陳述に類似した情報などを記録するために作られたものも同様であるとした。最後に、捜査手続の適法性を保障するために違法収集証拠排除法則を明文化する必要があるとした。オギドゥ判事はもともと、取調べ録音・録画物により実質的真正成立を認められるようにしたことに批判的であったことから¹⁰⁹⁾、同判事の報告は、捜査機関で作成された調書の証拠能力をほとんど否定しようとする立場であったといえよう、それゆえ、同判事は、法改正後に、今回の法改正について、証拠法に関しては、従来の規定より公判中心主義の実現に相応しくない制度が導入されたと批判した。

オギドゥ判事の報告に続いて、イワンギユ検察官の報告が行われた¹¹⁰⁾。イワンギユ検察官は、改正の基本方向は、直接主義及び口頭主義を徹底にする方向で、被疑者訊問調書の証拠能力規定を改善する必要があるとして、被告人の法廷供述及び証人の証言などを参考に被疑者訊問調書を証拠とする方法に転換するとした。

現行法上の被疑者訊問における、調書作成規定は、科学技術が発展していなかったため、陳述の内容を書面化するしかなかった時代の規定であって、科学技術の発展により録音・録画装置が発達し、費用も低下したため、調書記載に代わって録音・録画できる規定を新設するとした。現段階では、施設・装置が不十分であるため、調書記載と録音・録画を選択できる規定にするが、将来は、調書を作成する慣行はなくなり、すべてが録音・録画になると予測される。録音・録画の導入は、技術的に訊問過程を伝えられるだけでなく、訊問過程の適法性及び透明性の確保に画期的なものであり、実務を考慮して、以下の規定の導入を主張した。すなわち、被疑者の陳述は調書に記載するか、訊問過程と共に録音・録画しなければならないと、録音・録画をした場合にはその要旨書を作成しなければならないとした条文の新設であった。また、録音・録画した場合には、被疑者に再生させ、その内容について被疑者が意見を陳述した場合には、その意見を要旨書に記載するか、別途の異議陳述書を作成しなければならない。被疑者が、異議がないと陳述した場合には、録音・録画物の封印にその趣旨を記載させ、署名押印をさせるとした。録音・録画物の保管については、原本は封印し、写本を作り、捜査段階で用いるために保管する原本

109) 오기두 「개정된 형사소송법의 운용」 저스티스 통권 108 호 73 면, 91-92頁。

110) 사법제도개혁추진위원회・前掲註108, 401-426頁。

とは別途に保管し、被疑者及び弁護人は検察官に録音・録画物の写本を請求できるとした。

検察の捜査段階で行われた被告人の供述の証拠能力については、具体的に4つの案が提示された。①は、被告人が公判準備または公判期日において、検察の捜査段階で供述した事実を認めた場合または被告人を被疑者として取調べた検察官またはその取調べに参加した者の公判準備または公判期日での供述若しくは録音・録画物によって被告人が供述したことが認められた場合であり、特信性が認められる場合である。②は、①の要件から特信性を削除したものである。③は、被告人及び被告人を被疑者として取調べた検察官またはその取調べに参加した者の証言のみで立証できるとしたものである。④は、検察・警察を問わず、被告人の公判準備または公判期日での供述、または被告人を被疑者として取調べた捜査官またはその取調べに参加した者の証言のみで証拠とするものである。

これらの報告を受けて、以下のような議論が行われた。弁護士の専門委員は、被疑者訊問調書の証拠能力をすべて排除することよりも、検察、司法警察を問わず証拠能力認定要件を内容認定¹¹¹⁾にすることが適切であるとした。検察の専門委員は自白中心の捜査は、自白中心の裁判が原因であるとし、また、調書の証拠能力を全面的に否認するのであれば、捜査段階での陳述を法廷に現出する方法が必要であるとした。この発言については、捜査機関の捜査結果を追認するような裁判は避けるべきであり、検察側で主張された、捜査を担当した捜査官が証人として公判廷に出席することには同意するが、この場合においても、自白中心の捜査が行われる可能性は排除できないため、十分な検討が必要であるという意見も出された。また、検察側は捜査段階で得られた陳述を証拠とすることに執着しているとの批判もされたが、これに対して検察側は、証人の死亡や行方不明などの場合には調書を証拠とする他ないと反論した¹¹²⁾。

その後、映像録画物の証拠能力についてオギドゥ判事の報告が行われた¹¹³⁾。同判事は、諸外国の制度を概観し、ビデオテープのように機械的に記録する物は、その記録及び再生は機械的・科学的な正確性から高い証拠価値を有するが、他方で、記録者の意図の介入やねつ造の危険性もあることを指摘した。

オギドゥ判事は、捜査段階での録音・録画に肯定的な大検察庁科学捜査課の2004

111) 内容認定とは、調書の真正成立のみならず、調書に記載された内容が客観的真実に符合するという調書の内容の真実性を意味する。대법원 2010. 6. 24. 선고 2010 도 5040 판결。

112) 사법제도개혁추진위원회·前掲註108, 475-478頁。

113) 사법제도개혁추진위원회·前掲註108, 436-459頁。

年10月13日付の捜査システム改革案の目標を、捜査過程の透明性確保を通じた人権保障、人権擁護、権限濫用抑止、事件関係者の重複捜査防止、社会的弱者の権利侵害抑止と要約したが、検察官の捜査をビデオのみで確認し、裁判をすることは直接主義に反し、被告人の公正な裁判を受ける権利を侵害するおそれがあるとした。また、録音・録画がすべての取調べにおいて行われていない場合の証拠能力認定や、信頼性の判断に問題があるとした。任意性に関しては、被撮影者の同意なしに一方向的に撮影することは強制捜査に該当するため、令状が必要であり、同意を得たとしても録音・録画をしたことだけで、任意性が担保されるとすべきではないと指摘した。その理由は、撮影以前や以後、撮影を中断してからの違法捜査が排除できないという点にあった。したがって、録音・録画物の証拠能力を認めるためには、① 撮影前に被撮影者の同意が必要である。② 陳述拒否権及び弁護人選任権の告知をしなければならない。③ 被撮影者は自己の権利を認知しなければならない。④ 録音・録画は正確でなければならない。⑤ 録音されなければならない。⑥ 録音は聴くことができなければならない。⑦ 被調査者が調査室に着いてから去るまでの全過程を録音・録画しなければならない。⑧ 被撮影者及び弁護人の要請があれば、録音・録画物を提供しなければならない。⑨ 公判手続が終結するまで録音・録画物は保存されなければならない。オギドゥ判事は、これらの要件が満たされなければならない、録音・録画物の証拠能力を否定する立法が必要であるとした。

さらに、オギドゥ判事は、被疑者に保障されている黙秘権を行使したことが、録音・録画され、事実認定者に再生された場合、事実認定者が心証形成する際に、被告人に対する有罪・無罪の判断および量刑判断に関して不利に作用する危険性を指摘した。この問題は、調書裁判がビデオ視聴裁判に転じた場合に、より深刻な弊害となるとされた¹¹⁴⁾。

検察側は、キムジョンリュル検察官が、録音・録画物の証拠能力に関する検討を報告した¹¹⁵⁾。検察は、2002年ソウル地検で発生した不祥事から、検察調書の信頼性が低下し、法院の公判中心主義的判断によって調書の比重が低下し、既存の捜査方法及び慣行では、捜査上の人権侵害の根本的克服が困難であり、効率性が低いことなどから、検察は、2004年1月に検察総長、同年2月に法務部長官に取調べの録音・録画の導入を提案し、同年6月から捜査過程の録音・録画を試行的に実施し

114) この報告内容も、上述した法改正後の法改正に関するオギドゥ判事の評価から、録音・録画制度の導入に当判事は否定的であったと思われる。

115) 사법제도개혁추진위원회·前掲註108, 460-472頁。

た。判例が、基本的に捜査機関が行った捜査過程を録画したビデオテープおよび録音テープについて、それが実質的に調書と同様であるため、調書に準じて証拠能力を判断すべきであるとしたことを前提とすると検察の録音・録画は特に問題はないが、司法警察官の録音・録画の場合には判例変更がない限り、証拠能力に問題があること、録音・録画の前に対象者の同意を得ることを原則とし、例外的に同意がない場合にも録音・録画は行うが、証拠としては調書を使用し、録音・録画物を弾劾証拠として使用することが相当であるとした。

さらに、可視化制度を導入した諸外国を検討し、裁判所や弁護士団体が録音・録画制度の導入を主張したことを強調し、韓国も可視化制度を導入する必要があると主張した。

現行法上の意見としては、録音・録画制度は未来志向的に検討すべき問題であり、法院と検察の業務を考慮すべきであることを基本方向とした。この基本方向を基に、検察による取調べの録音・録画物は、被告人の同意がある場合には証拠能力を認め、同意しない場合には、弾劾証拠として使用することに加え、法廷での被告人訊問（被告人質問に相当）を通じて録音・録画された供述を確認し、録音・録画された内容の供述が自己の供述した内容であることを認めた場合には、その趣旨の供述を実質証拠として使用することを提示した。司法警察官による取調べ録音・録画物の場合にも同様である。

これらの報告の後、弁護士専門委員は、公判中心主義、直接主義は刑事司法の基本原則であり、公判廷での被告人または証人の供述が最優先されるべきであって、録音・録画物は捜査過程の透明性を保障し、違法捜査を抑止する手段にとどめるべきであるとされた。研究者の専門委員も同趣旨の意見であり、録音・録画には違法捜査や人権侵害を抑止し、供述の反復を抑止する効果があるが、その効果のみを期待すべきであるとした。検察の専門委員は、録音・録画物を調書の代替物として導入する目的ではないことを主張し、そもそも捜査段階での供述をすべて否定する国はないとした。また、捜査段階での供述をすべて否定することは、捜査段階での自白はすべて強制的になされたものであるという前提と罪を犯した人はすべて法廷で自白するという前提が成立しなければならないが、現実はそのような前提が成立しないとした。そのため、捜査機関での自白を一切証拠とすることができなくなると、無罪率の増加が予想されるが、これは正しいか、国民の多数が同意するかについての検討が先行されるべきであるとした。これに対しては、有罪立証の中心に自白があってはならず、自白がなくても、その他の証拠によって有罪を認めることができる場合に有罪判決がなされるべきであって、韓国の高い有罪率は問題であり、起訴された事案

はすべて有罪という観点は捨てるべきであると反論された。また、自白以外に有罪とする証拠がない人は自白をしないことを選ぶのが合理的であるが、それにもかかわらず自白をすることは、公正ではない今のシステムと関連することが指摘された。

録音・録画物の弾劾証拠としての使用に関しては、弾劾証拠としての使用は認める意見や、逆に録音・録画は既存の写真と録音とは異なる新しい証拠物であること、録音・録画物が一般の人に与える誤解の危険性を考慮すべきであるとの意見が述べられた。

証拠能力の認定要件である実質的真正成立との関係については、調書より簡単に証拠能力が認められるのではないかといった懸念や逆に捜査をありのまま再生するため、調書より簡単に証拠能力が認められるべきであることが主張されたが、時間の関係上これ以上の議論は行われず、今回の議論内容を企画推進団の法律案成案過程に反映することで、終了した¹¹⁶⁾。

3) 草案作成

2005年4月、企画研究チームは、法院と検察が提示した法案を基に草案作成作業に着手した。しかし、立場による意見の差が大きく、合意できなかったものも多数あった。同年4月18日に開催された第3回実務委員会においても、国民参与裁判の導入に関する法律案に公判中心主義の規定をどの程度含ませるかについて、合意に至らないなどの結論で終わった。企画推進団は、同年5月に開催する予定であった実務委員会と司法制度改革推進委員会に上程する案件のために、企画推進団長、判事1名、検察官1名、研究者1名の4名からなる司法参与及び公判中心主義の法律案の草案作成チームを構成し、作成チームは、多数意見または修正意見に基づいて、同年4月27日に企画推進団の草案を完成した¹¹⁷⁾。

この草案に関する専門家の意見をまとめるために、4月30日にワークショップが行われた。草案では、被疑者訊問調書と参考人の陳述調書は検察、警察を問わず、被告人または弁護人がその内容を認めるか、同意した場合に限って証拠能力を認め、被告人の捜査段階での陳述を法廷に現出するための調査者の証言は、検察官に対してのみ許容されることにされた。また、被告人の捜査段階での陳述に対する映像録画物に関しては規定を設けず、被疑者訊問調書と同一に扱うことになった。こ

116) 사법제도개혁추진위원회·前掲註108, 478-481頁。

117) 사법제도개혁추진위원회·前掲註87, 197頁。

の草案に対して検察側は、特に被疑者の供述調書の証拠能力と録音・録画制度の部分に強く反発したとされる¹¹⁸⁾。

ワークショップでの議論においては、証拠法に関する改正は司法改革委員会でも司法制度改革推進委員会でも時間的に十分な議論が行われなかったと指摘された。公判中心主義の実現は、全般的に共感され、検察以外は、調書の証拠能力を否定することに積極的であった。さらに、研究者や弁護士も調書中心の裁判から脱する必要から、録音・録画制度の導入には肯定的ではなかった。録音・録画制度には単に違法捜査の抑止効果のみを期待すべきであるとの意見もあった。検察側は、被疑者訊問調書を基本的には証拠として使用しないと主張をしたが、例外的に調書を使用しなければならない場合を強調した。その場合であっても、従来のような要件ではなく、録音・録画制度を用いるか、捜査官の証言を通じて被疑者訊問調書の証拠使用の可能性を確保するための主張をした。しかし、このように調書の証拠能力を確保するための主張は、公判中心主義の実現を徹底する立場や一般市民が調書の内容を理解しにくいことで、国民の司法参与を困難にするといった立場からは共感を得ることはなかった¹¹⁹⁾。

企画推進団は、草案に対する強い反対意見を示した検察と調整をして、内容の一部を修正し、第4回実務委員会に上程する改正案を準備した。2005年5月9日に開催された第4回実務委員会に上程された改正案は、憲法で保障された適法手続を実現するために、違法収集証拠排除法則を明示することにした¹²⁰⁾。また、被疑者訊問調書及び参考人陳述調書は、基本的に被告人または弁護人の内容認定または同意によって、証拠能力が認められた¹²¹⁾が、被疑者または参考人の捜査段階における陳述を法廷に現出できる方法が必要であるという検察側の主張に応じて、証言できる者の範囲を検察官、司法警察官及び調査に参加した者に拡大し、被告人を被疑者段階で調査した検察官、司法警察官などの調査過程に関する証言を証拠とすること可能にした¹²²⁾。被疑者取調べを録音・録画した録音・録画物の証拠能力について

118) 사법제도개혁추진위원회·前掲註87, 198頁。

119) 사법제도개혁추진위원회·前掲註108, 901-1018頁。

120) 307条の2（新設）「違法に収集した証拠は証拠とすることができない」。

121) 312条1項「検察官または司法警察官が被告人の陳述を記載した調書及び被告人が捜査過程で作成した陳述書は公判準備または公判期日に被告人または弁護人がその内容を認めた場合に限って証拠とすることができる」。

122) 316条1項「被告人でない者（被告人を公訴提起前に被疑者として訊問した検察官または司法警察官、その訊問に参加した者を含む）の公判準備または公判期日での陳述が被

は、① 被疑者訊問調書と同様に扱う案¹²³⁾、② 録音・録画が厳格な要件の下で行われ、被告人の被疑者段階での陳述を確認する必要がある場合に限って証拠とする案¹²⁴⁾、③ 特信状態が認められた場合にのみ証拠能力を認める案¹²⁵⁾に分かれた¹²⁶⁾。

4) 小委員会

第4回実務委員会の議論の結果、公判中心主義を実現する刑事訴訟法改正案の処理を2か月延長させ、5名の実務委員¹²⁷⁾で小委員会を構成し、改正案に関する検討及び意見調節の結果を報告させることにした。

また、この改正案について、2005年5月から7月までの間、警察庁、大韓法務士会、民主社会のための弁護士集い、腐敗防止委員会(国会、大法院長が各々3名推進し、大統領が任命する9名の委員となる、大統領所属下の国家機関)、参与連帯(政治権力と経済権力を監視し、社会改革のための具体的な政策と対策を提示する市民団体)、韓国経営者総協会、韓国性暴力相談所、韓国刑事法学会など刑事法関係の3つの学会、韓国刑事政策研究院(法務傘下の政府研究機関)、多数の刑事法研究者から意見書を受けた¹²⁸⁾。

「被告人の陳述を内容とする場合には、その陳述が特に信憑できる状態で行われた場合に限りて証拠とすることができる」。

- 123) 被疑者の検察官または司法警察官の前での陳述を内容とする映像録画物は1項と同様である。
- 124) 316条の3第1項「検察官、司法警察官または調査に参与した者が公判準備または公判期日に、被告人の検察官または司法警察官の前での陳述内容に関して陳述したにもかかわらず、その陳述の真偽に関する争いが続き、これを確認する必要があると認められる場合には、被告人の検察官または司法警察官の前での陳述内容を映像録画物の全部または一部を証拠とすることができる。但し、被告人の検察官または司法警察官の前での陳述が弁護人の参与の下で行われるなど、特に信憑できる状態で行われ、その陳述の全過程が客観的に映像録画された場合に限る。」2項「映像録画物の再生により不公平な偏見や混乱を惹起するおそれがある場合には適用されない」。
- 125) 「検察官の前での被告人の陳述を内容とする映像録画物は、検察官、検察官の訊問に参与した者または被告人の公判準備または公判期日での陳述その他の方法で成立の真正が認められ、被告人の陳述が特に信憑できる状態で行われた場合に限りて証拠とすることができる」。
- 126) 사법제도개혁추진위원회·前掲註108, 939-943頁, 사법제도개혁추진위원회·前掲註87, 198頁。
- 127) 研究者2名, 法院1名, 檢察1名, 弁護士1名。
- 128) 사법제도개혁추진위원회·前掲註87, 200頁。

警察庁は、捜査主体による証拠能力認定要件の差は、被疑者が検察・警察において取調べを2回受けざるをない非効率的な捜査を生み出すとした。また、今日まで検察が作成した被疑者訊問調書が容易に証拠能力を認められたことは、違法捜査と調書裁判が行われる環境を提供したと批判した。そして、口頭弁論主義、直接主義が実現されなかった従来の調書裁判の反省から、検察・警察を問わず、捜査機関が作成した被疑者訊問調書は、被告人が内容を否定した場合、証拠能力を否定すべきであるとした。その代り、司法警察官を含む被告人を取調べた捜査官の証言を証拠とすることができるとし、被告人側の反対尋問を充実させるべきであるとした。警察庁は、主に自らの捜査権の独立を狙ってこのような意見を展開した。そのため、検察が作成した被疑者訊問調書の証拠能力認定要件を、司法警察官が作成したものと同一に厳格的にすることに賛成したのである。この証拠能力認定要件の強化については検察側から暴力団関係の犯罪、賄賂罪、性犯罪などの処罰が困難になるといった主張がなされたが、これに対しては、これらの事件は、物証のみならず、自白を得ることも難しいのが現実であり、自白に偏重した捜査は行われていないなどと反論した。録音・録画についても、調書は選択的に記録することができるなどの理由から、録音・録画が客観的であり、被調査者の態度まで記録できる利点はあるが、調査者の意図により偏向的に調査が行われる可能性が高いこと、調査前と後の状況が被調査者の供述にどのような影響を与えたか確認できないことから、調書と録音・録画物に根本的な差はないとした¹²⁹⁾。

大韓法務士会は、被疑者取調べの弁護人立会いを通じた被疑者の権利保障が重要であるとし、調書及び録音・録画物の証拠能力認定についても、弁護人の立会いが被疑者の権利保障に十分その役割を果たせば、緩和された方が望ましいとした¹³⁰⁾。

民主社会のための弁護士集いは、録音・録画制度に批判的であった。その理由は、取調べの撮影機械がない場所で、事前に取り調べが行われる可能性を排除することができないため、録音・録画された内容のみで任意性を判断できないからである。また、弁護人が立会った被疑者取調べの録音・録画の証拠能力認定要件について、調書と同一にすべきであり、長時間、長期間の取調べに弁護人がすべて立会うことは非現実的であるとした。さらに、弁護人として、取調べの前に、嫌疑事実や被疑者の主張を把握できないから、録音・録画される取調べに立会うことを避ける

129) 사법제도개혁추진위원회·前掲註108, 1032-1044頁。

130) 사법제도개혁추진위원회·前掲註108, 1044-1045頁。

可能性があるとして、捜査機関が自白獲得を強く望む事件ほど、弁護士立会いが必要であるが、その際に簡単に録音・録画物に証拠能力を認めると弁護士立会い制度が形骸化するおそれがあるとした¹³¹⁾。

参与連帯は、公判中心主義の実現を刑事裁判の大原則とし、取調べに参加した調査官の証言を証拠とすることができるとした改正案は、調書の証拠能力を否定したことと矛盾するものであると批判した。そして、調書裁判を解決する趣旨に同意するものの、上述した矛盾は削除されるべきであり、録音・録画物についても、すべての取調べが録音・録画されないことなどを理由に、録音・録画物を被疑者訊問調書と同様に扱うべきとし、弁護士が被疑者訊問に同席し、捜査が行われた期間中のすべての被疑者取調べを録音・録画したという厳格な要件が満たされる場合に限り録音・録画物の証拠能力を認めることも検討し得るとした¹³²⁾。

韓国刑事法学会などの刑事法関係の学会は、今回の法改正の趣旨に賛成し、同学会が出した共同意見書も、参与連帯と同様に調査官の証言を定めた条文を削除すべきであるとした。また、取調べの透明性を確保することは必要ではあるが、録音・録画物を証拠とすることは個別に判断する問題であり、録音・録画物を証拠とすることができない立法措置が取られた場合を前提として、弁護人の立会いや全過程の録音・録画などの条件を満たした場合に限り証拠とする案が議論されるべきであるとした¹³³⁾。

これらとは反対に、腐敗防止委員会は、改正案の志向する方向には共感するが、今回の改正は、韓国の刑事司法体系の根源を変えるものであり、改正をしなくても、近年においては、最も民主的な政権であり、刑事手続においても人権保障が改善されているとした。また、改正案のような莫大な予算を要するものは、自白に依存し、実体的真実を発見するしかない汚職犯罪・賄賂罪の処罰を困難にするとして、検察側の主張に同意するような意見を出した¹³⁴⁾。

韓国刑事政策研究院は、公判中心主義は法院に対して要求される裁判過程の原則にすぎず、捜査機関などの活動を対象とする原則ではないとして、検察が作成した被疑者訊問調書・参考人調書の証拠能力を否定することは公判中心主義の実現とは無関係であるとした。そのため、改正案は、罪を犯した人に有利な待遇を与える不合理的な内容となっていると批判した。したがって、調書の証拠能力認定は公判中

131) 사법제도개혁추진위원회·前掲註108, 1046-1047頁。

132) 사법제도개혁추진위원회·前掲註108, 1055-1059頁。

133) 사법제도개혁추진위원회·前掲註108, 1066-1068頁。

134) 사법제도개혁추진위원회·前掲註108, 1047-1055頁。

心主義の核心ではなく、公判廷に提出された証拠の實質的価値を判事が陳述者または調査者の陳述を通じて自由に判断する自由心証主義が公判中心主義の核心であるとした。韓国刑事政策研究院は、改正案のほとんどを否定的に評価し、結論として、改正案は實質的眞実の発見を大きく損なうが、その対策が欠けているため、長期間にわたる再検討が必要であるとした¹³⁵⁾。

個人の研究者から寄せられた意見の大多数は、被疑者取調べの録音・録画については、制度の導入には賛成するが、實質証拠としての使用に慎重な姿勢であった。このことは、録音・録画を捜査機関に義務付けるのが妥当であるが、証拠能力を認めることは別の問題であるため、条件付きで証拠使用を認めた改正案の②に同意する意見、録音・録画物の証拠能力を認めると調書裁判がビデオ裁判に転じるだけであるとの意見もあり、弁護人の立会いは、このビデオ裁判をより加速化させる要因になるので、實質証拠ではなく、弾劾証拠か補強証拠とされることが考えられるとした意見、録音・録画の利点は否定できないが、ねつ造や偏見などの弊害から無条件に信頼することはできないとして、實質証拠としての使用を念頭にその要件を厳格にすることが妥当であるとした意見などから確認できる¹³⁶⁾。

2005年5月20日から同年7月6日まで小委員会が行われた。被疑者訊問調書に関する議論は、第4回から行われた。検察側は、捜査段階で行われた供述が法廷に提出できる制度を求め、その方法としては、調査者の証言、映像録画物などがあるが、改正案は調査者の証言を特に重視していること、調査者の証言は最も不完全な方法であると指摘した。要するに検察は、調査者の証言を強調することは望ましくないなど、被疑者調書を証拠とすることの必要性を強調した¹³⁷⁾。

第5回の小委員会において、検察側は、改正案の被疑者訊問調書に関する規定について、眞正成立の認定を被告人の陳述の場合に限って認めることは不合理であって、調書は、その記録が客観的に行われたものであれば、公判廷で使用できるとするのが実体的眞実の発見に貢献するとした。そして、調査者証言制度は、韓国の検察官が1か月に300件ほどの事件を処理する現状では、実現不可能であるとした。そのうえで、調書を証拠とすることは、捜査段階での違法捜査や調書の記録過程における歪みなどの問題があることから、証拠能力認定要件の強化を提示した。その際に、被告人の陳述によってのみ實質的眞正成立が認められるとしてはならず、録音・録画物及び調査者の証言その他の方法で、被告人の捜査段階における陳述内容

135) 사법제도개혁추진위원회·前掲註108, 1068-1082頁。

136) 사법제도개혁추진위원회·前掲註108, 1082-1127頁。

137) 사법제도개혁추진위원회·前掲註108, 828-842頁。

を確認し、証拠とすべきであるとした。すなわち、検察が作成した被疑者の陳述調書は、公判準備または公判期日で被告人の陳述その他の方法で成立の真正が認められ、弁護人の参与または参与する機会の提供、映像録画その他の方法で、その陳述が特に信憑できる状態下で行われたことが証明された場合に証拠とすることができる¹³⁸⁾。また、被疑者取調べの録音・録画制度については、検察・警察を問わず、捜査段階での被疑者の陳述を内容とする録音・録画物は被告人が捜査段階での陳述を否定した場合に実質証拠とすることができる¹³⁹⁾。

これを受けて行われた被疑者訊問調書に関する議論においては、改正案は、被疑者訊問調書それ自体を否定するわけではなく、その証拠能力認定要件を厳格にするものであり、今までは、自白獲得を目的とした結果、違法捜査が行われ、任意でない自白が取られることが少なくなかったという経験から、違法捜査の危険性を排除するため、被疑者訊問調書の証拠能力認定要件を原則的に被告人の同意にすべきといった意見がだされた¹⁴⁰⁾。

録音・録画物の証拠能力に関しては、録音・録画制度について十分な検討が行われていないため、被疑者訊問調書と同一にすることには反対する意見があった。また、捜査の適正を担保するための導入には賛成するが、実質証拠として使用することは、調書裁判からの脱皮からは賛成できないとされた¹⁴¹⁾。

小委員会での合意案は、改正案では検察・警察を問わず、被疑者訊問調書の証拠能力認定要件は、被告人または弁護人がその内容を否定すれば証拠とすることができないとしていた内容を、捜査過程の記録制度、陳述拒否権の告知手続強化、弁護人の参与権強化など被疑者訊問の任意性と特信性を強化する規定を設ける代わり(合意案244条)に、検察が作成した被疑者訊問調書は、被告人の陳述その他の客観的方法で真正成立が認められれば、証拠とすることができるという形に修正した(合意案312条1項)。映像録画物は、被告人が捜査過程で行った陳述を認めず、調査者の証言などでその陳述事実を証明することが難しい場合に補充的に証拠能力を認めることにした(合意案312条の2)¹⁴²⁾。員面調書は、証拠能力を認められるためには、従来と同様に内容認定まで要求された(合意案312条2項)。第7回小委員会において、検面調書と員面調書の証拠能力認定要件に差を設けたことに対して、

138) 사법제도개혁추진위원회·前掲註108, 723-725頁。

139) 사법제도개혁추진위원회·前掲註108, 733頁。

140) 사법제도개혁추진위원회·前掲註108, 850-857頁。

141) 사법제도개혁추진위원회·前掲註108, 871-878頁。

142) 사법제도개혁추진위원회·前掲註87, 199頁。

同じ手続を経た調書の認定要件が異なることは、説明できないのではないかとの意見もあったが、警察の捜査内容が公判廷に一切提出できない現状を、調査者証言制度を通じて、員面調書に書かれた内容を実質的に公判廷に提出できるようにしたと考えるべきであるとされた¹⁴³⁾。

これらの合意案は、2005年7月11日に開催された第6回実務委員会に上程され、内容を変更することなく、議決された。同年7月18日に開催された第5回司法制度改革推進委員会において、小委員会の合意案が原案として議決された¹⁴⁴⁾。議決された原案は、刑事訴訟法一部改正案として2005年8月3日に法務部に送付された¹⁴⁵⁾。

5) 国会

国会の法案審議では、今回の改正が、刑事司法に大きな変化をもたらすことから、慎重に進むべきであるとの意見が出された¹⁴⁶⁾。大法院の判決¹⁴⁷⁾により、検察官が作成した被疑者訊問調書の証拠能力認定要件が被告人の陳述のみにより認められるようになったことを考慮して、現行法のように被告人の公判準備または公判期日での陳述の他に、映像録画その他の客観的な方法で実質の真正成立を立証できるとした¹⁴⁸⁾。録音・録画の範囲については、1回目の被疑者取調べから最後に行われた被疑者取調べのすべてを対象とした全過程を録音・録画すべきとする見解¹⁴⁹⁾と、すべての取調べの全過程を録音・録画する必要はないとする見解¹⁵⁰⁾が対立した。その結果、①映像録画物は独立証拠として使用できず、被疑者訊問調書の真正成立の証明手段として使用され、公判準備または公判期日での陳述と一致しない調書の内容が問題とされる。ゆえに、当該訊問調書に対する映像録画物が必要とされるため、すべての被疑者訊問を対象とする利益はないこと、②たとえば、窃盗事件の被疑者訊問中に殺人罪の嫌疑が強くなり、殺人罪の被疑者訊問のみを録音・録画したような場合に、殺人事件の調書の真正成立の立証に使用できないとするこ

143) 사법제도개혁추진위원회·前掲註108, 899頁。

144) 사법제도개혁추진위원회·前掲註87, 199頁。

145) 사법제도개혁추진위원회·前掲註87, 203頁。

146) 국회사무처「제 262 회국회 3 차 법제사법위원회회의의록 (법안심사제1소위원회)」4頁。

147) 대법원 2004.12.15. 선고 2002 도 537 전원합의체판결。

148) 국회사무처「제 267 회국회 7 차 국회본회의회의의록」5頁。

149) 국회사무처「제 267 회국회 5 차 법제사법위원회회의의록」11頁。

150) 국회사무처·前掲註149, 11-12頁。

とは適切ではないこと、③争点となる被疑者訊問調書の作成当時の訊問の最初から最後まで映像録画すればよいことから、すべての取調べの全過程を録音・録画する必要はないとすることになった。録音・録画をするために、被疑者の同意を必要とすると、暴力団の構成員である被疑者は録音・録画に同意せず、実体的真実の発見に支障をもたらすという理由から、削除された¹⁵¹⁾。

この点に関して、検察の映像録画業務処理指針によると、検事は被疑者訊問中に映像録画の必要性が発生した場合、一旦訊問を終了し、その次の訊問の始めから終了までを映像録画できる(6条2項)。映像録画が開始される以前の状況については、映像録画の開始前に訊問に影響を及ぼす脅迫や圧迫、説得等を受けた事実があるかについて、確認しなければならない¹⁵²⁾(同条4項6号)。

録音・録画物の証拠能力については、被疑者訊問調書の証拠能力を認定するために使用される録音・録画物に、被疑者訊問調書に記載されている内容と同一の内容が録音・録画されている場合には、被疑者訊問調書を証拠として使用すれば足りるため、被疑者訊問調書の実質的真正成立を立証する場合を除き、録音・録画物に証拠能力まで認める必要はないとして、録音・録画物を実質証拠とする案は削除された¹⁵³⁾。そのうえで、被告人または被告人でない者の陳述を内容とする録音・録画物は被告人または被告人でない者の記憶喚起のためにのみ使用できるとした¹⁵⁴⁾。このような過程を経て、刑事訴訟法一部改正案は、2007年4月30日に国会を通して、2008年1月1日から施行されることになった。

第三章 韓国の被疑者取調べ可視化制度

1. 可視化制度

被疑者取調べ可視化制度は、韓国法244条の2に規定された。その内容は、被疑者の供述を録音・録画することができることと定められ、この場合、被疑者に対して、予め録音・録画の実施を知らせ、1回の取調べの開始から終了までの全過程及び客

151) 제 267 회 국회 (임시회) 법제사법위원회회의록 (법안심사 제 1 소위원회) 제 3 호 국회사무처 53頁以下。

152) 確認の方法について明示されておらず、映像録画事実といった、検察の告知事項と共に規定されているため、口頭による確認で足りると考えられる。

153) 국회사무처 「제 267 회 국회 2 차 법제사법위원회회의록 (법안심사제 1 소위원회)」 43-45頁。

154) 국회사무처・前掲註148, 5頁。

観的状况を録音・録画しなければならない（同条1項）。録音・録画が終了した際には、被疑者または弁護人の前で遅滞なく、その原本を封印し、被疑者に記名押印又は署名させなければならない（同条2項）。被疑者または弁護人の要求がある場合には、録音・録画物を再生し、視聴させなければならない。弁護人が録音・録画物の内容に対して、異議を供述した場合には、その趣旨を記載した書面を添付しなければならない（同条3項）。被疑者の取調べを録音・録画するか否かは、捜査機関の裁量に委ねられている。条文の文言上、「被疑者の陳述は映像録画できる」とされていることから、対象事件は限定されておらず、捜査機関に録音・録画義務を負わせていない¹⁵⁵⁾。なお、日本のような例外事由は存在しない。

韓国法244条の2の規定により作成された映像録画物は、検面調書の証拠能力認定要件である実質的真正成立の立証手段として、使用することができる（312条2項）。検察官は、被告人により検面調書の真正成立を否定された場合、刑事訴訟規則134条の2の規定により、映像録画物の調査申請をすることができる。その際には、書面に録音・録画の開始・終了の時刻及び場所を記載し、真正成立が否定された部分の映像を具体的に特定できる時刻も記載し、提出しなければならない（同規則2項）。そして、被疑者訊問調書の真正成立を立証するための映像録画物には、取調べを開始した時点から取調べを終了して、被疑者が調書に署名押印を終えた時点までの全過程が含まれる必要があり、以下の内容をも映像録画しなければならない。① 被疑者取調べが録音・録画されていることの告知、② 録音・録画の開始・終了の時刻及び場所の告知、③ 被疑者を取調べる検察官及びその取調べに参与した者の氏名及び職級の告知、④ 黙秘権及び弁護人の立会いを要請できることの告知、⑤ 取調べを中止・再開する場合には、その理由及び中止・再開の時刻、⑥ 取調べが終了した時刻。さらに、録音・録画が行われている間の取調室の全体が確認できるよう行われなければならない。供述者の顔が識別できるものでなければならない（同規則4項）。映像録画物の再生には、録画当時の日付と時間がリアルタイムで表示されなければならない（同規則5項）。真正成立が否定された部分を特定させる理由は、映像録画物に裁判所が調書の真正成立を確認する目的以外の効果を持たせず、心証形成に過度な影響を与えないようにするためである¹⁵⁶⁾。被告人または弁護人が検面調書の真正成立を否定した場合には、被告人または弁護人が否定した真正成立を特定しなければならない（同規則134条）。検察官が映像録画物の調査

155) 김인회・前掲註7, 107頁。

156) 법원행정처 『새로운 형사재판의 이해』(법원행정처, 2007) 112頁。

を申請した場合、裁判所は、被告人または弁護人に映像録画物が適法な手続及び方式により作成され、封印されたものであるかに関して供述させなければならない(同規則134条の4)。映像録画物の適法要件が欠けている場合には、軽微で形式的な要件の欠如を理由に調査申請を棄却することは望ましくないとされ、問題とされた欠如の類型、違反の程度によって段階的に対応することが望ましくされた。映像録画の開始・終了の時刻の告知が欠けている場合、映像録画物に表示された時刻などで取調べの全過程が録音・録画されたと認められる場合に、調査申請を棄却することは望ましくないが、映像録画実施の告知や黙秘権などの告知が欠けている場合には、適法要件の欠如が重大であるとすべきであるとされた¹⁵⁷⁾。

検面調書の真正成立を立証する手段以外にも、韓国法318条の2及び刑事訴訟規則134条の5の規定により、公判準備または公判期日において、被告人または被告人でない者が供述するにあたり、記憶が明白でない事項に関して、記憶を喚起させる必要があると認められる場合に限って、被告人または被告人でない者に視聴させることができる。この場合、映像録画物は、被告人または被疑者のみに視聴させなければならないとされている。裁判所に視聴させてはならないとされている。裁判官が証拠能力のない映像録画物を視聴することにより心証形成に影響を与えないためである¹⁵⁸⁾。記憶喚起を目的とする映像録画物も、適法な手続及び方式により作成されたものでなければならないため、検面調書の真正成立を立証する手段として使用する場合の規定を準用した¹⁵⁹⁾。

2. 録音・録画物の実質証拠化

韓国法では、検面調書の実質的真正成立の立証と原供述者の記憶喚起のために使用されることのみが規定されているが、録音・録画物の実質証拠としての使用を肯定する見解(肯定説)もある。しかし、多数説(否定説)及び判例は、録音・録画物の実質証拠としての使用を否定している。

肯定説は、その論拠を以下のように説明し、被疑者取調べの録音・録画物の実質証拠としての使用を肯定する。まず、被疑者取調べを録音・録画することは、被疑者供述調書を作成することよりも、客観的に取調べの状況を記録でき、それを再現できることから、当該供述の任意性をめぐる争いの減少を期待できるうえに、客観的記録及び再現可能性は、捜査機関に違法捜査が発覚するという危機感を与えるこ

157) 법원행정처·前掲註156, 115頁。

158) 법원행정처·前掲註156, 103頁。

159) 법원행정처·前掲註156, 111頁。

とができ, 捜査機関による被疑者の権利侵害を抑止できることを理由とする¹⁶⁰⁾. これらの理由から, さらに見解を發展させ, 被疑者取調べの録音・録画物を実質証拠として使用することが, 被疑者供述調書の場合よりも, 公判中心主義の実現に近いものと主張する¹⁶¹⁾. それとともに, 被疑者供述調書より実体的眞実主義の発見を容易にするとされる¹⁶²⁾. その他に, 私人が行った録音・録画物は, 書類に準じて証拠能力を判断する一方, 捜査機関が行った録音・録画物の証拠能力は, 私人のそれと異なり, 証拠能力がないとされるのは不当だとする¹⁶³⁾. 被疑者取調べの可視化制度が導入される前の判例¹⁶⁴⁾で, 録音・録画物が被疑者の供述を内容としている場合, それは被疑者供述調書に準じて証拠能力を判断すべきであるとしたことを根拠に, 録音・録画物が検面調書の証拠能力認定要件を満たす場合には, 実質証拠としての使用ができるとする¹⁶⁵⁾.

これに対して, 反対説はまず, 現行韓国法は検面調書の実質的眞正成立の立証のための使用と, 原供述者の記憶を喚起させる必要がある場合の使用のみを規定していることから, 録音・録画物の実質証拠としての使用を否定する¹⁶⁶⁾. 現行韓国法の立法過程で, 録音・録画物が持つ強力なインパクトにより, 事実認定者に過度な偏見を与えてしまうことの懸念から, その実質証拠としての使用を禁止したことも一つの論拠とされる¹⁶⁷⁾. また, 調書裁判の打開及び公判中心主義の実現という目標が達成できなかった現行韓国法は, 捜査機関の恣意的・選別的録音・録画が可能となったため, 録音・録画物の実質証拠としての使用を否定すべきとする¹⁶⁸⁾. こ

160) 안성수 「영상녹화물의 녹화 및 증거 사용방법」 法學研究10卷1号 (2007) 33-51頁, 정웅석 · 前掲註48, 219-223頁.

161) 박주석 · 김관수 · 이완수 『영상녹화물 증거능력의 법적 고찰』 (한국학술정보, 2014) 27-28頁.

162) 조정래 「수사과정상 피의자진술을 현출하는 방법의 한계와 보완—영상녹화물의 활용을 중심으로—」 法學論攷36卷 (2011) 350頁.

163) 조정래 · 前掲註162, 347-348頁.

164) 대법원 1992. 6. 23. 선고 92 도 682 판결.

165) 이완규 · 前掲註55, 68-69頁.

166) 조국 「검사작성 피의자신문조서와 영상녹화물의 증거능력」 저스티스 (2008) 187頁.

167) 신이철 『개정법에 따른 刑事證據法』 (유스티니아누스, 2011) 398頁, 이영한 「새로운 형사소송법에서의 조서와 영상녹화」 법조 57卷2号 (2008) 120-123頁, 오기두 「수사과정 영상녹화물의 증거조사 (상) —2008년 이후의 논의에 대한 답변」 저스티스 (2013) 12-13頁.

168) 조기영 「증거재판주의와 새로운 증명 방법의 증거능력—재판의 정당화 관점에서 본 영상녹화물과 조사자증언의 증거능력」 東亞法學66卷 (2015) 430頁.

れに関連して、捜査機関が被疑者を有罪にするために、捜査機関の意図が著しく介入した録音・録画物が作成されたり、録音・録画物のねつ造がなされるおそれがあること、取調べ録音・録画の前後の状況まで記録できないことも理由とされる。実質証拠としての使用に対してはさらに、調書裁判が単に録音・録画物を再生する、劇場裁判となることも示された¹⁶⁹⁾。さらに、被疑者供述調書の高い証拠価値の地位が変化しない限り、録音・録画物は、被疑者供述調書の証明力をより強化するものとなり、陪審員に録音・録画物を再生する場合には、一層強化されるという懸念から否定すべきとする¹⁷⁰⁾。

3. 弾劾証拠としての使用

実質証拠としての録音・録画物使用に関する見解の対立と同様に、録音・録画物を弾劾証拠として使用することが許されるか否かについても対立がある。韓国法318条の2第1項は、証拠とすることができない伝聞供述及び書類であっても、被告人または被告人でない者(取調官または取調べに参加した者を含む)の供述の証明力を争うための証拠とすることができると規定している。録音・録画物が被疑者の供述を内容としている場合、この規定により弾劾証拠として使用することは、解釈上問題はないとも考えられる。しかし、同条2項において、「第1項にもかかわらず、被告人または被告人でない者の供述を内容とする映像録画物は」と明記し、原供述者に記憶を喚起させる必要があると認められる場合に、原供述者の視聴させることができると定められている。条文の解釈上、録音・録画物を弾劾証拠として使用することを禁止した条文と解される見解(多数説)と、弾劾証拠の場合は、伝聞証拠に該当し、証拠能力がない証拠であっても、供述の証明力を争うために使用することができるため、録音・録画物の弾劾証拠として使用を肯定する見解がある。この点、立法過程においては、録音・録画物が弾劾証拠としての使用された場合、捜査機関の一方的な判断で被疑者または参考人から再生の同意を得ずに、被疑者または参考人の供述の一部が公判廷において再生されてしまうと、録音・録画物が持つ書面に比べてはるかに強力な証明力から、事実上の実質証拠として利用される危険性が高いため、弾劾証拠としての使用をも禁止したとされている¹⁷¹⁾。

169) 오기두·前掲註167, 285頁。

170) 오기두·前掲註109, 96頁においては、証明力の判断は裁判官の裁量であるため、証拠能力を否定する根拠にはならないとの主張に対して、裁判官は職業としてともかく、陪審員に責任を負わせることはできないと反論する。

171) 법원행정처·前掲註156, 120頁。

おわりに

以上、韓国の被疑者取調べの可視化制度の導入に関する背景、議論過程及び可視化制度について確認した。韓国の刑事訴訟法改正の契機となった当初の目的は、大法院の構成であったが、被疑者取調べの可視化制度も導入された。司法制度改革推進委員会の議論で明らかになったように、検察が制度導入の必要性を感じ、積極的に主張した結果であろう。司法制度改革推進委員会の議論に参加した検察官が、のちに、2004年の大法院判決に対して、被疑者供述調書の証拠能力を守るために実質的真正成立の立証手段を多様化する必要があったとした¹⁷²⁾ことは、検察の意図をより明確にするだろう。もちろん、可視化制度に対する韓国の検察官の動きをどう評価するかは、個人の差があるだろう¹⁷³⁾。韓国においては、この法改正が、従来の規定より、検察が被告人の有罪立証を容易にするものとなったと評価されることもある¹⁷⁴⁾という点には注目すべきであるように思われる。このような評価や批判は、特に録音・録画物の実質証拠としての使用に関する議論を概観した際にあてはまるように思われる。まず、自白中心主義や調書裁判といった弊害を指摘しながらも、被疑者供述調書の証拠能力を維持しようとする検察側の姿勢に矛盾を感じた。また、録音・録画が供述調書より客観的に記録でき、再現できるといった側面を強調するあまり、録音・録画を捜査機関が実体的真実の発見のみに利用する可能性を排除しなかったという点にも問題が残るように思われる。

しかし、録音・録画物が客観的記録方法であるとして、過度に信用することは望ましくない。なぜならば、記録の主体が、捜査機関であるために、録音・録画が技術の発展により得られた技術的記録であっても、DNA鑑定や指紋鑑定のような科学的捜査とは考えにくいからである¹⁷⁵⁾。実質証拠としての使用に反対する見解が根強いのも、録音・録画物を再生することが、公判中心主義に反し、事実認定者に

172) 이완규·前掲註23, 226頁, 이영한·前掲註167, 108-109頁。

173) デイビッド・T・ジョンソン, [翻訳] 指宿信・石川直子「風向きを知るのにお天気キャスターは要らない——日本における取調べ録音／録画について合衆国と韓国から学ぶこと」法と心理5巻1号(2006)72-73頁においては、韓国の検察官を進歩的に評価している。

174) 조국·前掲註166, 178頁, 車鏞碩「형사소송법상의 공판증심주의에 관한 고찰」법조57巻2号(2008)21頁。

175) 오기두·前掲註167, 285頁。

過度な偏見を与えるという危惧が根強かったからであると思われる。韓国における見解の対立は、被疑者の供述調書を証拠として使用できることを前提に、取調官の主観により作成される被疑者供述調書が証拠として許容されるならば、この供述調書より客観的に記録できる録音・録画物も実質的には供述調書と異ならず、供述調書に準じて、同様に実質証拠として使用できるとの認識と、被疑者供述調書をなるべく公判廷から排除する対象とし、裁判官や陪審員が捜査機関の心証形成過程をそのまま受け入れることは望ましくないため、性質上、被疑者供述調書より証明力を否定し難い録音・録画物については、実質証拠として利用することはより慎重にすべきであるという認識の対立であったように思われる。

韓国の制度導入後を若干検討すると、依然として取調べを重視する捜査が少なくない。例えば、ある事例では、知的障害を持つ元被告人が、強盗傷害罪などで起訴された。本事例において、被告人は被疑者取調べにおいて犯罪事実を否定したが、のちに自白に転じた。しかし、公判廷において自白の証明力が否定され、知的障害を持つ元被害者の証言も客観的合理性や一貫性の欠如が指摘されて、これらを理由に無罪が言い渡された¹⁷⁶⁾。被疑者取調べの際に、検察は録音・録画も行ったと言われているが、客観的証拠よりも元被告人と元被害者の供述が重視された事件であると思われる。また、2011年から2015年まで、一度も録音・録画を実施しなかった検察庁もある¹⁷⁷⁾。警察の録音・録画室で被疑者が捜査機関に暴行を受けた事件もある¹⁷⁸⁾。2007年に法改正され、可視化制度は導入されたが、その議論が、実質証拠として使用に焦点がおかれたためであるか、取調べ自体の改善の動きは見られない。

日本においても、録音・録画物の実質証拠としての使用が議論されている¹⁷⁹⁾。近時の裁判例でも、検察官が請求した被告人の供述の内容を録音・録画した録音・録画物の証拠調べの必要性を否定した原審の判断を維持し、長時間にわたる被疑者

176) 「허점투성이 진술 그대로 구속… 억울한 108 일 옥살이」『국민일보』〈アクセス日：2017年5月22日 <http://news.kmib.co.kr/article/view.asp?arcid=0923157351&code=11131900&cp=nv>〉。なお、検察は、被疑者取調べの際に録音・録画を行ったという。

177) 「광주교검 인권침해 예방 영상녹화실 '있으나 마나」『연합뉴스』〈アクセス日：2017年5月22日 <http://www.yonhapnews.co.kr/bulletin/2015/09/15/0200000000AKR20150915079400054.HTML?input=1195m>〉。

178) 「가혹행위 예방위한 진술녹화실, CCTV 끄면 무용지물?」『헤럴드경제』〈アクセス日：2017年5月22日 http://news.heraldcorp.com/view.php?ud=20140704000015&md=20140707004215_BL〉。

179) 法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」第9回、第10回会議。

取調べを録音・録画し視聴することが、直接主義の原則から大きく逸脱することなどを理由に長時間におよぶ録音・録画物の視聴、取調べ中心の捜査からの脱却を図った法改正の要求にそぐわないと指摘した¹⁸⁰⁾例もある。

以上、日韓をめぐる状況を踏まえて、録音・録画物を実質証拠として使用する場合、以下の問題が考えられる。第一に、取調べ録音・録画物が、捜査機関で作られたものであることを忘れてはならない。捜査機関が有罪の立証のために記録した記録媒体を、事実認定者がなんら批判的な姿勢をとらず、受け入れることは調書裁判の繰り返しになる。録音・録画物の実質証拠としての使用が許されると、被疑者の自白を録音・録画すれば事実上の有罪が確定され、取調べ中心の捜査は絶えないだろう。したがって、録音・録画物の実質証拠化は望ましくないと考えられ、特に、日韓を問わず、取調べ状況を一部しか再現できない現状においては、事実認定者に与える偏見は一層高まる。そのため、公判廷で録音・録画物を再生することは、公正な裁判が行われることを妨げることになり、いかなる状況においても許されるべきではないだろう。

第二に、韓国では、あまり議論されなかったが、日本においては、録音・録画物を被疑者供述調書に準じて証拠能力を判断する際に、手続的保障も考慮しなければならない。被疑者供述調書のように被疑者に読み聞かせや署名・押印の有無が問題となろう。この点に関して、韓国においては、録音・録画物にも署名・押印を要求しているところ、証拠能力認定要件である実質的眞正成立の立証手段である録音・録画物の実質的眞正成立をどう立証するかが問題となり、両国の問題状況はかなり異なると思われる。日本の問題に即して考えれば、日本においては、被疑者が自己の供述を証拠とするか否かを、被疑者の選択権の観点から手続的に担保できる代替的措置が必要であると考えられる¹⁸¹⁾。

第三に、日本において、被疑者供述調書に求められる証拠能力認定要件を満たせば、録音・録画物を実質証拠として使用できるという意見もあるだろう。韓国においては、録音・録画物が事実認定者に与える偏見の危険性を懸念し、実質証拠及び弾劾証拠としての使用を禁止した。すなわち、被疑者供述調書の証拠能力認定要件を立証する手段としてのみ許されるわけである。日本においても録音・録画物を実質証拠として使用する場合、事実認定者に与える偏見の危険性を懸念しなければならない。また、今市事件の例のように、補助証拠として使用された場合にも、事実

180) 東京高等裁判所平成 28・8・10 判タ1429号132項。

181) 伊藤薩「取調べ可視化と証拠化」法律時報85巻9号（2013）73頁。

認定者に実質証拠として作用されることは十分考えられる¹⁸²⁾ので、実質証拠及び補助証拠を問わず、公判廷において録音・録画物を用いてはならない。

182) 小池振一郎「可視化は弁護をどう変えるか——取調べの可視化<2>——特に、今市事件に見られる一部可視化の問題について検証する——」村井敏邦・海渡雄一編『可視化・盗聴・司法取引を問う』（日本評論社、2017）56-79頁。